

国立大学法人における安全保障貿易管理体制の
整備状況と問題点に関する調査研究

**A Survey of the Progress and Issues in Building up of a Security Export
Control Management System of National University Corporations in Japan**

2010年7月

新谷 由紀子

菊本 虔

(筑波大学産学リエゾン共同研究センター)

は じ め に

2010年4月1日以降は、外国為替及び外国貿易法の一部改正法のうち、輸出者等順守基準に関する規定が施行され、大学・研究機関を含めて輸出管理内部規程の整備が義務付けられ、法人に対する罰則も規定されるようになった。

これを受けて、大学においては安全保障貿易管理を本格的に実施するべく、体制の整備が急がれている。

しかし、関連学会等でのガイドラインの作成や、専門家による説明会などの開催といった情報は流れているものの、実際に各大学における整備がどの程度進んでおり、整備されている大学においても、どのような事例が生起しているのかということについては、ほとんど情報がない。このため、各大学において、安全保障貿易管理体制整備のための具体的な方策や対策が取りにくく、新たな取り組みに苦慮しているものと推定される。

今般、先端的な研究が数多く行われている国立大学法人における安全保障貿易管理体制の整備状況や実際に起きた事例、または整備構築や運用上の問題点等について緊急にアンケート調査を実施し、ここに結果をまとめ、情報提供の一助としようとするものである。

平成 22 年 7 月

筑波大学産学リエゾン共同研究センター

新 谷 由紀子

菊 本 虔

国立大学法人における安全保障貿易管理体制の
整備状況と問題点に関する調査研究

目 次

第1章	本調査研究の目的と方法	1
第2章	国立大学法人における安全保障貿易管理に関するアンケート調査 結果	2
第1節	調査の対象と方法	2
	1. 調査実施対象	2
	2. 調査実施方法	4
第2節	調査票の回収状況	5
第3節	調査結果の概要	7
	1. 回答者の属性	7
	2. 安全保障貿易管理体制の整備について	7
	3. 安全保障貿易管理体制整備済みの大学の状況について	9
	(1) 現在の体制の状況	9
	(2) 安全保障貿易管理の対象事例について	9
	4. 安全保障貿易管理体制整備の不完全な理由について	11
	5. 大学における安全保障貿易管理体制についての自由意見	12
第4節	調査結果のまとめ	15
第3章	結語	18
【資料編】		
1.	安全保障貿易管理体制に関するアンケート調査の集計（全体）	20
2.	安全保障貿易管理体制に関するアンケート調査の集計（整備大学）	27
3.	安全保障貿易管理体制に関するアンケート調査の集計（未整備大学）	33
4.	調査票（整備大学）	38
5.	調査票（未整備大学）	41

第1章 本調査研究の目的と方法

先端的な研究開発を行う大学では、武器や軍事転用可能な貨物・技術が安全保障上懸念のある国家やテロリストの手に渡ることを防止するために、安全保障貿易管理の体制やシステムの構築が急がれている。

2010年4月1日以降は、外国為替及び外国貿易法の一部改正法のうち、輸出者等順守基準に関する規定が施行され、大学・研究機関を含めて輸出管理内部規程の整備が義務付けられ、法人に対する罰則も規定されるようになった。

このような状況の中で、国際産学官連携が活発に行われているような一部の大学では、すでに規程等を整備し、運用が開始されているが、多くの大学では、説明会を開催したりガイドラインを整えるにとどまり、運用には至っていない状況と推定される。

こうした状況において、今般、安全保障貿易管理体制の整備状況につき、各国立大学法人の進捗状況等を調査し、問題点を把握し、学会や省庁の関係部局に働きかけを行い、また一方で、文部科学省の戦略展開プログラム「国際的な産学官連携活動の推進」の採択大学を始めとする安全保障貿易管理体制の整備が進んでいる国立大学法人に関して、安全保障貿易管理体制の整備・運営状況や問題点等を把握し、今後整備を進める大学の参考とするために、アンケート調査を実施した。

第2章 国立大学法人における安全保障貿易管理に関するアンケート調査結果

第1節 調査の対象と方法

1. 調査実施対象

大学における安全保障貿易管理に関してアンケート調査を実施した。対象は、全国立大学法人 86 か所の産学連携担当部署で、産学連携部署が見当たらない場合は国際交流担当部署若しくは広報担当部署宛とした。

なお、対象を国立大学法人のみとした理由は以下のとおりである。

- ① 国立大学法人は、自然科学系の学部・学科を多く有し、しかも先端的な研究開発に取り組むことが多いため、特に安全保障貿易管理の必要性が高いと考えられること。
- ② 文部科学省が 2002 年に発表した「利益相反ワーキング・グループ報告書」¹の「各大学においては、まずそれぞれの教育・研究に対する基本理念と産学官連携の方針を明確にした上で、それらの方針のもとに、独自の利益相反ポリシーとマネジメント・システムを構築することを強く期待するものである。」という記載を受けて、その後全国の大学での利益相反ポリシー策定状況調査を筆者ら²が 2004 年に実施したところ、国立大学法人での整備が格段に進んでおり、(図 2-1-1～2-1-3)、安全保障貿易管理に関しても、整備の必要性の高い国立大学法人での動きが早く、意識も進んでいると推定されること。

すなわち、マネジメント整備の必要性が相対的に高い国立大学法人における調査によって、その現状を把握し、運用上の問題点等を早期に明らかにするという目的から、国立大学法人のみを対象とした。

次に、国立大学法人 86 大学を次の 2 つのグループに分け、それぞれのアンケート調査の内容を若干変更した。

- (ア) 86 の国立大学法人のうち、安全保障貿易管理体制の整備が進んでいると考えられる次の 19 大学。(以下、「整備大学」という。)

¹ 文部科学省科学技術・学術審議会 技術・研究基盤部会 産学官連携推進委員会利益相反ワーキング・グループ「利益相反ワーキング・グループ報告書」(2002.11.1)

² 新谷由紀子・菊本虔「産学連携における利益相反ルールの形成に関する実証的研究」(2005.5)、p.31。国立大学 87 校、公立大学 77 校、私立大学 544 校、計 708 校の全国調査を実施し、全体の回答率 45%を得た。

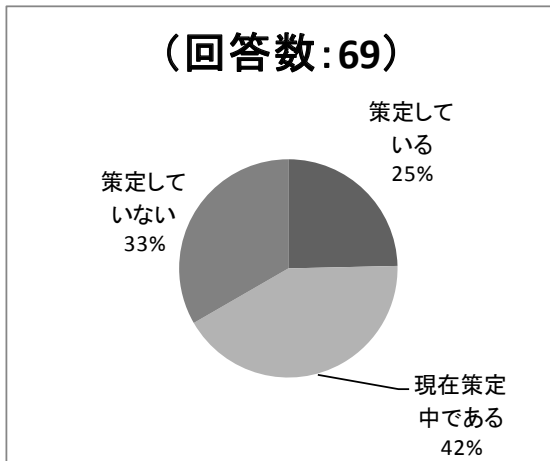


図 2-1-1 利益相反ポリシー策定状況
(国立大学法人)

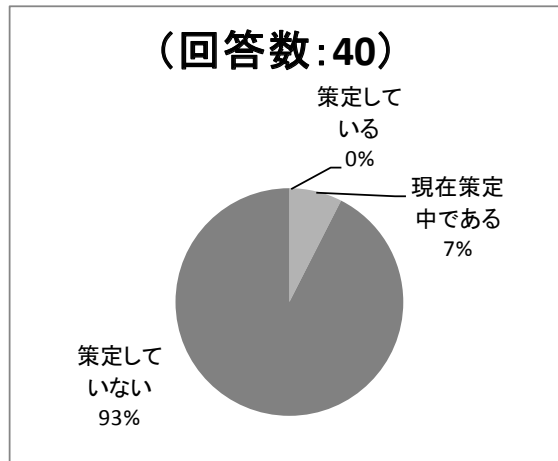


図 2-1-2 利益相反ポリシー策定状況
(公立大学)

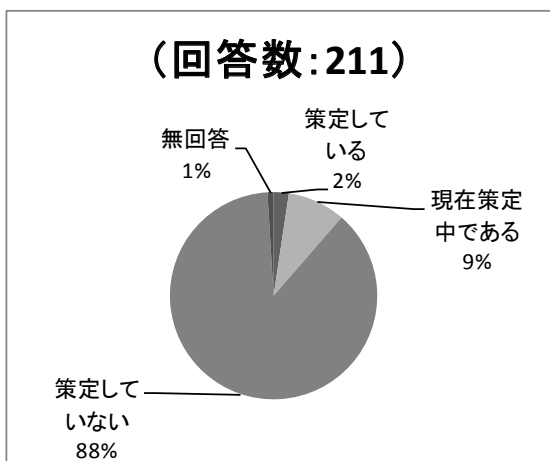


図 2-1-3 利益相反ポリシー策定状況
(私立大学)

- ①文部科学省の戦略展開プログラム「国際的な産学官連携活動の推進」の採択大学（14 大学）
 - ②上記①以外で、国際・大学知財本部コンソーシアム（<http://www.ucip.jp/>）³への加盟大学（3 大学）
 - ③ガイドラインを整備するなど既に先進的な取り組みをしていることがインターネット調査から明らかな大学（室蘭工業大学、九州工業大学の 2 大学）
- (イ) 86 の国立大学法人のうち、安全保障貿易管理体制の整備が進んでいると考えられる

³ 国際的な知財人材の養成を図るとともに、会員が行う知的財産の国際的な活用と産学官連携事業を支援することを目的とする組織であるが、適切な輸出管理体制を構築・整備する際の一助となることを目指し、「外為ネットワーク」なども組織して活動している。

上記（ア）の 19 大学を除く 67 大学。（以下、「未整備大学」という。）

上記（ア）の整備大学対象のアンケート調査では、体制の整備状況に加え、事例の記載を求めた。（イ）の未整備大学対象のアンケート調査では、体制の整備状況に関する設問を記載した。

2. 調査実施方法

アンケート調査票は、E-mail にて、対象大学の産学連携担当部署に送付した。産学連携部署が見当たらない場合は国際交流担当部署若しくは広報担当部署宛とした。記入後は、各個人から E-mail または FAX での返送を依頼した。なお、発送日は、整備大学が 2010 年 6 月 1 日、未整備大学が 2010 年 5 月 28 日で、締切日は両者とも 2010 年 6 月 18 日とした。

第2節 調査票の回収状況

全国立大学法人 86 か所を対象に実施した本アンケート調査の回収状況は、表 2-2-1 のとおりである。回答数は全体で 52 件であり、約 60%の回答率を得た。回答の有無については表 2-2-2、2-2-3 のとおりである。

表 2-2-1 調査票回収状況

対象	対象数	回答数	回答率
整備大学	19	12	63.16%
未整備大学	67	40	59.70%
合計	86	52	60.47%

表 2-2-2 調査票回収大学（整備大学：19 か所）

No.	大学名	種別	回答の有無	
			有	無
1	北海道大学	国際	1	
2	室蘭工業大学	ネット調査	1	
3	東北大学	国際		1
4	東京大学	国際		1
5	東京医科歯科大学	国際	1	
6	東京農工大学	国際		1
7	東京工業大学	国際		1
8	電気通信大学	UCIP		1
9	新潟大学	国際・UCIP		1
10	山梨大学	国際・UCIP	1	
11	信州大学	UCIP	1	
12	静岡大学	UCIP	1	
13	名古屋大学	国際	1	
14	京都大学	国際	1	
15	大阪大学	国際	1	
16	奈良先端科学技術大学院大学	国際	1	
17	広島大学	国際	1	
18	九州大学	国際		1
19	九州工業大学	ネット調査	1	
合計			12	7

注)「種別」は以下の内容を指す。

- ・国際：文部科学省の戦略展開プログラム「国際的な産学官連携活動の推進」の採択大学
- ・UCIP：国際・大学知財本部コンソーシアム (<http://www.ucip.jp/>) の加盟大学
- ・ネット調査：ガイドラインを整備するなど既に先進的な取り組みをしていることがインターネット調査から明らかな大学

表 2-2-3 調査票回収大学（未整備大学：67 か所）

No.	大学名	回答の有無		No.	大学名	回答の有無	
		有	無			有	無
1	北海道教育大学	1		35	愛知教育大学	1	
2	小樽商科大学	1		36	名古屋工業大学	1	
3	帯広畜産大学	1		37	豊橋技術科学大学	1	
4	旭川医科大学	1		38	三重大学		1
5	北見工業大学		1	39	滋賀大学	1	
6	弘前大学	1		40	滋賀医科大学		1
7	岩手大学	1		41	京都教育大学	1	
8	宮城教育大学		1	42	京都工芸繊維大学		1
9	秋田大学		1	43	大阪教育大学	1	
10	山形大学	1		44	兵庫教育大学		1
11	福島大学		1	45	神戸大学	1	
12	茨城大学		1	46	奈良教育大学		1
13	筑波大学	1		47	奈良女子大学	1	
14	筑波技術大学	1		48	和歌山大学		1
15	宇都宮大学	1		49	北陸先端科学技術大学院大学		1
16	群馬大学		1	50	鳥取大学		1
17	埼玉大学	1		51	島根大学	1	
18	千葉大学		1	52	岡山大学		1
19	東京外国語大学		1	53	山口大学		1
20	東京学芸大学	1		54	徳島大学		1
21	東京芸術大学	1		55	鳴門教育大学	1	
22	東京海洋大学		1	56	香川大学		1
23	お茶の水女子大学		1	57	愛媛大学	1	
24	一橋大学	1		58	高知大学	1	
25	横浜国立大学	1		59	福岡教育大学	1	
26	長岡技術科学大学	1		60	佐賀大学		1
27	上越教育大学		1	61	長崎大学		1
28	政策研究大学院大学	1		62	熊本大学	1	
29	総合研究大学院大学	1		63	大分大学	1	
30	富山大学	1		64	宮崎大学		1
31	金沢大学		1	65	鹿児島大学	1	
32	福井大学	1		66	鹿屋体育大学	1	
33	岐阜大学	1		67	琉球大学	1	
34	浜松医科大学	1			合計	40	27

第3節 調査結果の概要

調査結果については、整備大学に対するアンケートの質問項目が、未整備大学のものより1問多いのみで、他はほぼ同様の内容であることと、整備大学に分類した大学でも、安全保障管理体制を「整備していない」あるいは「一部整備している」と回答した大学が合わせて50%であった一方、未整備大学に分類した大学でも「大学独自で整備し、既に運用を開始している」大学が15%あったことから、全体をまとめて考察することとする。

1. 回答者の属性

今回の調査で回収した52件（整備大学：12件、未整備大学：40件）の調査票について、その回答者の担当する業務は、図2-3-1のとおりである。

「研究協力・研究推進」の担当が38%と最も多く、次いで「産学連携・知財」担当が25%、「社会・地域連携」担当が17%となっている。「産学連携・知財」と「社会・地域連携」は合わせると42%となり、連携関連部署の割合が多い。

また、回答者の職は図2-3-2のとおりで、事務職員（課長、係長、チームリーダー、一般職員等）が92%、教員（教授、准教授、特任教授）が8%で、事務職員が多数を占めた。

2. 安全保障貿易管理体制の整備について

「問1 貴学では安全保障貿易管理体制を整えていますか。」という問に対して、「整備していない」と回答した大学が全体で46%と、最も多かった（図2-3-3）。また、「一部整備している」が31%、「大学独自で整備し、既に運用を開始している」が23%であった。

また、調査当初に分類した整備大学と未整備大学にわけてみると、整備大学では、既に運用を開始している大学が50%で、未整備大学では整備していない大学が57%でそれぞれ最も多くなっている（図2-3-4、2-3-5）。

なお、整備大学のアンケート調査では、「大学独自で整備し、既に運用を開始している」場合には、開始年月の記載を依頼した。回答は6件で、2010年4月から最も多く3件、

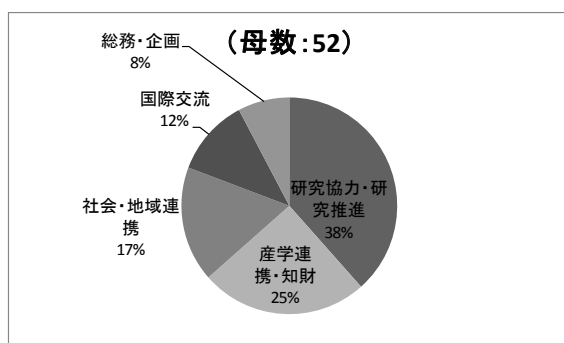


図 2-3-1 回答者の担当業務

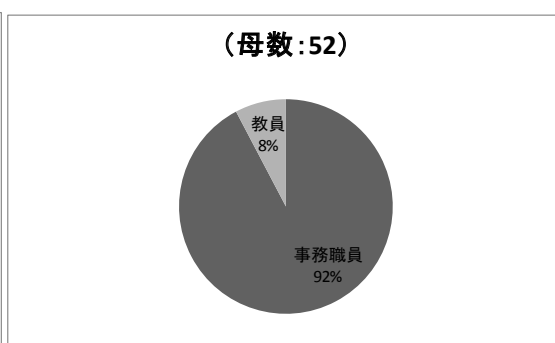


図 2-3-2 回答者の職

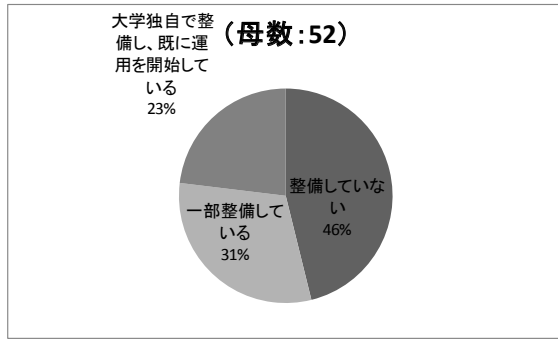


図 2-3-3 安全保障貿易管理体制の整備状況 (全体)

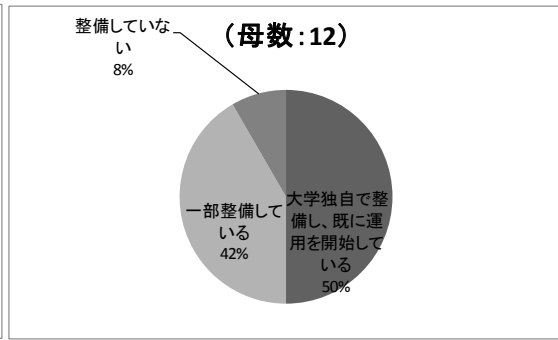


図 2-3-4 安全保障貿易管理体制の整備状況 (整備大学)

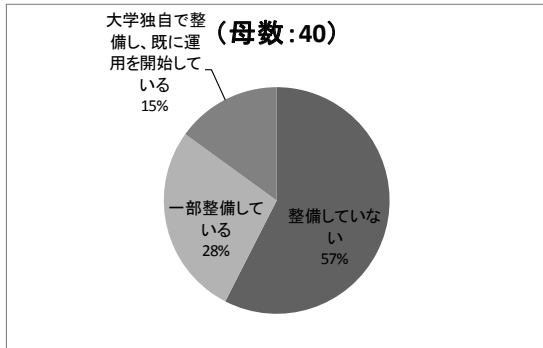


図 2-3-5 安全保障貿易管理体制の整備状況 (未整備大学)

最も早いものが 2006 年 3 月からで 1 件、他 2 件は 2009 年度中の開始であった。(資料編参照)

さらに、「一部整備している」という回答に対し、そのレベルをたずねたところ、全体の 75%が「規制対象の貨物や技術の提供があるということのみ周知した」レベルにとどまっていることが判明した。(図 2-3-6) また、「規程(規則)だけ整備したが、細則や様式はまだ決定していない」とした割合は 6%であった。周知のみにとどまる状況は、整備大学にお

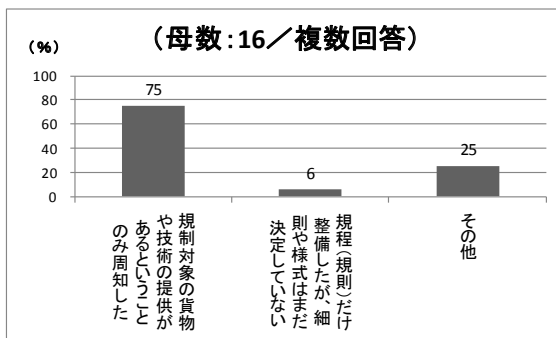


図 2-3-6 一部整備の場合の状況 (全体)

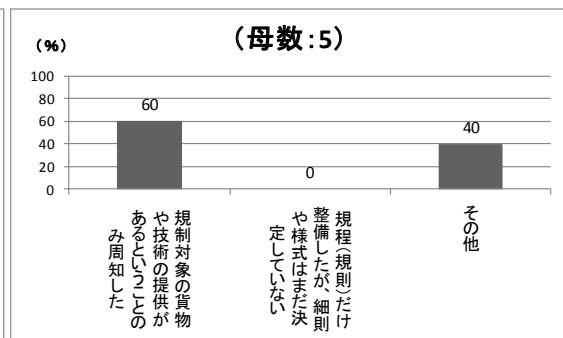


図 2-3-7 一部整備の場合の状況 (整備大学)

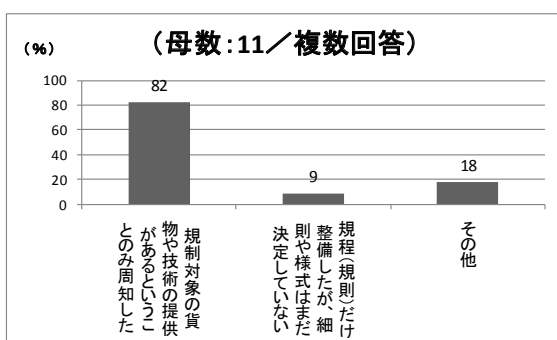


図 2-3-8 一部整備の場合の状況（未整備大学）

いても未整備大学においても同様に、それぞれ、60%、82%と高い割合となっている。（図 2-3-7、2-3-8）「その他」の回答としては、WG の設置や取扱要項を定めているなどの記載があった。なお、この設問は基本的に単一の回答を意図したものであったが、「規程（規則）だけ整備したが、細則や様式はまだ決定していない」を選択した大学であって、さらに「その他」に記載をしたものがあったため、集計としては複数回答とした。

3. 安全保障貿易管理体制整備済みの大学の状況について

「問 2 問 1 で「1」に○印を付けた方に伺います。」とし、安全保障貿易管理体制について「大学独自で整備し、既に運用を開始している」と回答した大学に対して、以下の（1）、（2）の状況に関する設問の回答を求めた。

（1）現在の体制の状況

「（1）現在運用している安全保障貿易管理体制はスムーズに運用されていますか。」という問いに対して、最も多かった回答が「始めたばかりなので事例がないか少なく、まだわからない」（83%）で、次いで、「スムーズに運用されている」（17%）で、「スムーズに運用されていない」という回答はなかった。（図 2-3-9～2-3-11）

（2）安全保障貿易管理の対象事例について

「（3）現在運用している安全保障貿易管理で、対象となった事例はありましたか。」⁴という設問を、整備大学のみに対して行った結果は図 2-3-12 のとおりである。この設問は、もともと「大学独自で整備し、既に運用を開始している」と回答した 6 大学に対して記載を求めたものであるが、「一部整備している」大学でも事例を記載してきたものがあつた⁵ため、その大学についても併せて統計を取ることにした。このため、母数は 7 となっている。

⁴ 「（1）」の設問の後に、「（2）問 2 の（1）で「2」に○印を付けた方に伺います。スムーズに運用されない理由は何ですか。（複数回答可）」という設問があつたが、「スムーズに運用されていない」という回答がなかったため、この設問についてはデータがなく、「（3）」の番号になっている。

⁵ この大学が、図 2-3-12 や図 2-3-13 に記載した「問 1 で「2」に○印を付けた場合の回答 1 件」である。

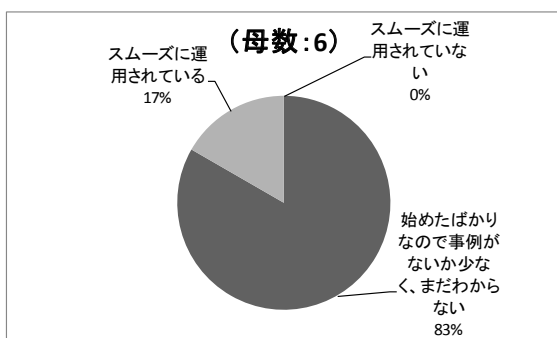
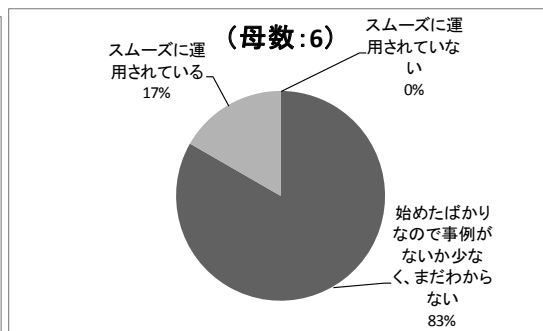
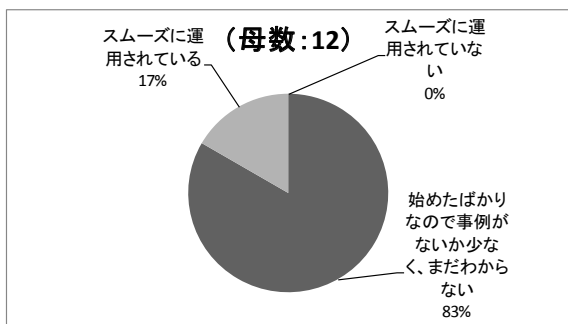


図 2-3-11 整備済みの場合の状況 (未整備大学)

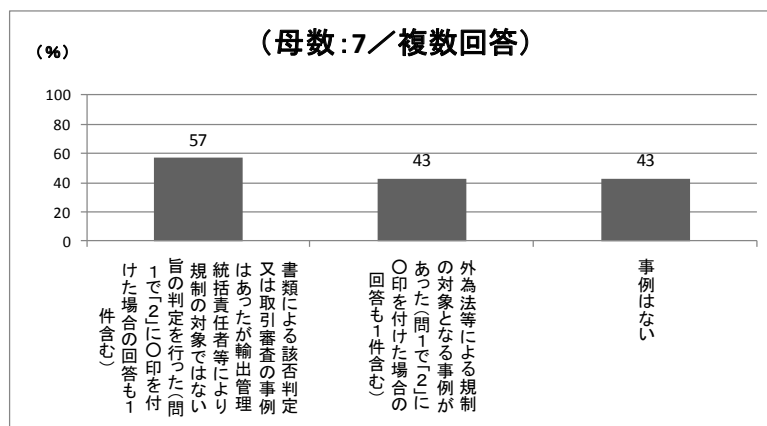


図 2-3-12 安全保障貿易管理の対象事例 (整備大学のみの設問)

図 2-3-12 をみると、「書類による該否判定又は取引審査の事例はあったが輸出管理統括責任者等により規制の対象ではない旨の判定を行った。」が 57%と最も多く、次いで「外為法等による規制の対象となる事例があった」と「事例はない」が 43%となった。

「規制対象ではない判定を行った」という回答は 4 件であったが、具体的には、プラズミド、原子力、計測器などの分野の記載があった。(資料編参照) また、該非判定または取引審査の件数は、少ない大学で 1 件、多い大学では 350 件に及び、これらの判定や審査を大学本部ですべて行うか、研究者にある程度任せるかで、相違が出てくることがわかる。

「外為法等による規制の対象となる事例があった」という回答は3件で、内訳は図2-3-13のとおりであった。

図2-3-13をみると、「経済産業大臣の許可を取得して取引した」が67%、「大学の判断で取引を断念した」が33%、「経済産業大臣の許可が得られずに取引を断念した」と「現在申請中」の回答はなかった。

「経済産業大臣の許可を取得して取引した」との回答は2件の大学で、エレクトロニクス、海洋関連といった分野の回答があった。許可取得件数はそれぞれの大学で2件と11件であった。また、「大学の判断で取引を断念した」との回答は1件の大学で、外国ユーザーリストの記載機関からの研究生の受け入れについて断念したというケースが2件あったということであった。

4. 安全保障貿易管理体制整備の不完全な理由について

「問3 問1で「2」または「3」に○印を付けた方に伺います。」とし、安全保障貿易管理体制について「一部整備している」または「整備していない」と回答した大学に対して、「安全保障貿易管理体制の整備が不完全な理由を教えてください。(複数回答可)」という問を設けたところ、全体では図2-3-14のとおりとなった。

図2-3-14をみると、「安全保障貿易管理体制を構築する人材がない」が60%と圧倒的に多く、大学における安全保障貿易管理体制整備の人材不足をうかがうことができる。「安全保障貿易管理体制を整備するのに学内の理解が得にくい」は18%、「安全保障貿易管理体制を構築する予算が不足」が15%、「安全保障貿易管理については経済産業省の通知等が頻繁に変更され、大学で対応が困難」は5%となった。「その他」(53%)は21件の回答があり、まとめると表2-3-1のように分類することができた。(資料編参照)「検討中」が10件、文系等軍事転用可能な研究がおこなわれていないので必要性に乏しい」が6件、「学内担当部署の調整が困難」が5件、「大学は企業と事情が異なり、研究分野が幅広く、しかも国際交

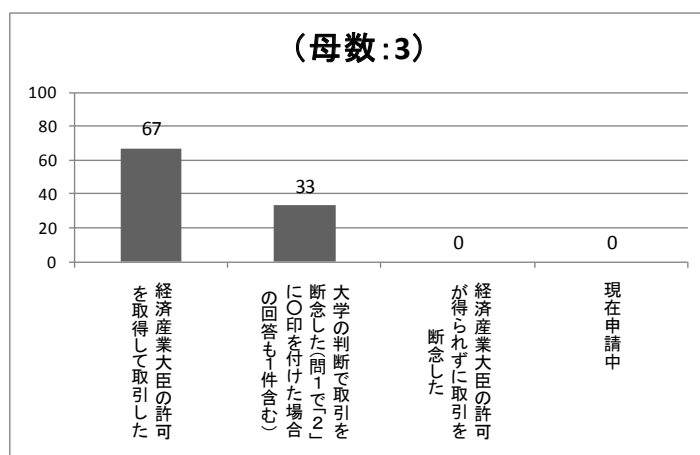


図2-3-13 外為法等による規制の対象事例 (整備大学のみ設問)

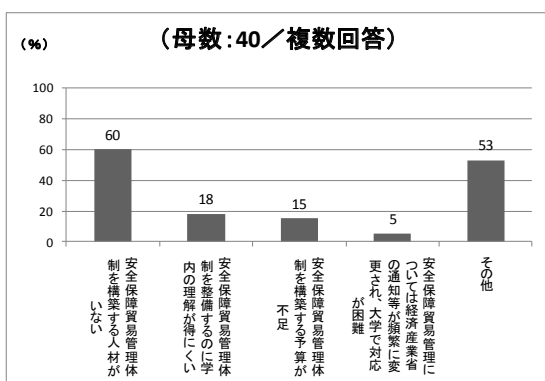


図 2-3-14 安全保障貿易管理体制整備が不完全な理由 (全体)

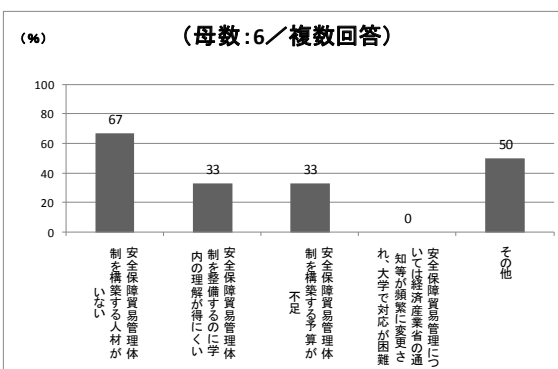


図 2-3-15 安全保障貿易管理体制整備が不完全な理由 (整備大学)

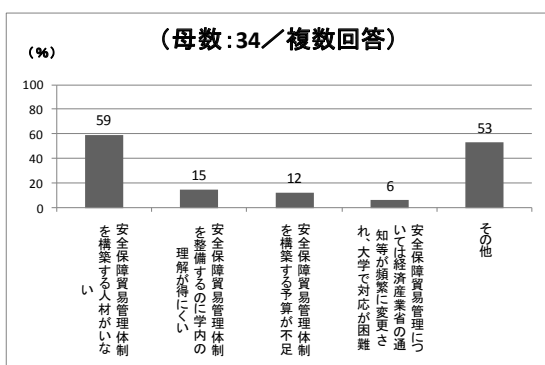


図 2-3-16 安全保障貿易管理体制整備が不完全な理由 (未整備大学)

表 2-3-1 安全保障貿易管理体制整備が不完全な理由 (その他)

内容	件数
検討中	10
文系等軍事転用可能な研究がおこなわれていないので必要性に乏しい	6
学内担当部署の調整が困難	5
大学は企業と事情が異なり、研究分野が幅広く、しかも国際交流に支障をきたすことができないなど、拙速な対応はできない	2
合計	23

流に支障をきたすことができないなど、拙速な対応はできない」が2件、といった記載がみられた。

5. 大学における安全保障貿易管理体制についての自由意見

「問4 大学における安全保障貿易管理体制について、問題点、疑問、ご意見、改善のご提案、ご要望等がありましたらご自由にご記入ください。」という問を設けたところ表2-3-2のとおりとなった。(資料編参照) これをみると、「(留)学生と貨物では質が異なるし、扱う分野が広範過ぎて、統一体制整備が困難。部署間調整が容易ではない、企業とは異なる」(8件)、「担当部署の負担の増大を招いている」(4件)、「留学生の取扱いが困難(非居住者の判定等判断しにくく運用の障害)」(3件)といった意見が多く、企業とは異なる大学の特色によって、体制作りに苦慮している大学の様子をうかがうことができる。また、「規程、方策のモデル、事例等他大学の参考資料がほしい」(6件)、「関連機関に大学への支援・サービスの仕組みを作してほしい、地域単位に相談部署を作してほしい、共通指針を示してほしい」(5件)など、体制作りのための参考となる資料の必要性や支援機関の必要性を訴える声も多かった。さらに、「学内のスタッフの能力が問題、専門家不足」(6件)、「制度が複雑すぎる、こうした複雑な制度のもとで天下りが増大し、高額な解説書代やコンサルタント代をむさぼっている」(4件)など、複雑な制度への対応の困難さを指摘する声や制度自体への批判も多い。

全般に、企業とは異なる特色を持つ大学において、複雑な安全保障貿易管理制度の法体系の下で、予算削減の中、体制整備の人員を割くのも困難な状況を知ることができた。

表 2-3-2 大学における安全保障貿易管理体制についての自由意見

内容	件数
(留) 学生と貨物では質が異なるし、扱う分野が広範過ぎて、統一体制整備が困難。部署間調整が容易ではない、企業とは異なる	8
学内のスタッフの能力が問題、専門家不足	6
規程、方策のモデル、事例等他大学の参考資料がほしい	6
関連機関に大学への支援・サービスの仕組みを作ってほしい、地域単位に相談部署を作ってほしい、共通指針を示してほしい	5
制度が複雑すぎる、こうした複雑な制度のもとで天下りが増大し、高額な解説書代やコンサルタント代をむさぼっている	4
担当部署の負担の増大を招いている	4
留学生の取扱いが困難（非居住者の判定等判断しにくく運用の障害）	3
教職員への周知を行っている	3
教員に判断を任せて大丈夫か、教員は専門分野以外での使用について意識ができないのではないか	2
体制作りに苦慮している、どうしていいかわからない	2
事例がどのくらい出るのか予想できず、体制整備のエネルギーとのギャップを感じる	2
国際交流に支障をきたす、モチベーションが低下	2
学内の理解が得にくい	2
学内周知不足、リスト規制品を教員が勝手に痛感させた事例があった	2
どの程度の厳密さでチェックすべきか不明	1
学部学生は公開テキストによる教授が多く、対象から外してほしい	1
運用している大学の問題点が知りたい	1
将来的にスペックを向上させて該当するようになる技術の取扱いをどうすべきか	1
教員への教育の有効な方法を知りたい	1
規程は必要性（ガイドラインなどでの対応できるのか）	1
学外にグループを作って整備に取り組んでいる	1
紙をやめて電子申請としたらスムーズ	1
合計	59

第4節 調査結果のまとめ

86 の国立大学法人における安全保障貿易管理体制に関するアンケート調査の結果、得た回答 52 件の調査結果のまとめを以下に記載する。

安全保障貿易管理体制を「整備していない」と回答した大学は全体で 46%と、最も多かった（図 2-3-3）。また、「一部整備している」が 31%、「大学独自で整備し、既に運用を開始している」が 23%であった。体制開始時期は 2010 年 4 月からが最も多く 3 件、最も早いものが 2006 年 3 月からで 1 件、他 2 件は 2009 年度中の開始であった。（資料編参照）

さらに、「一部整備している」という回答に対し、そのレベルをたずねたところ、全体の 75%が「規制対象の貨物や技術の提供があるということのみ周知した」レベルにとどまっていることが判明した。（図 2-3-6）また、「規程（規則）だけ整備したが、細則や様式はまだ決定していない」とした割合は 6%であった。「その他」の回答としては、WG の設置や取扱要項を定めているなどの記載があった。なお、この設問は基本的に単一の回答を意図したものであったが、「規程（規則）だけ整備したが、細則や様式はまだ決定していない」を選択した大学であって、さらに「その他」の記載をしたものがあつたため、集計としては複数回答とした。

安全保障貿易管理体制について「大学独自で整備し、既に運用を開始している」と回答した大学に対して、現在運用している安全保障貿易管理体制の運用状況をたずねたところ、最も多かった回答が「始めたばかりなので事例がないか少なく、まだわからない」（83%）で、次いで、「スムーズに運用されている」（17%）で、「スムーズに運用されていない」という回答はなかった。（図 2-3-9～2-3-11）

また、現在運用している安全保障貿易管理で、対象となった事例があつたかどうかという問を、整備大学のみに対して行った結果は図 2-3-12 のとおりである。この設問は、もともと「大学独自で整備し、既に運用を開始している」と回答した 6 大学に対して記載を求めたものであるが、「一部整備している」大学でも事例を記載してきたものがあつたため、その大学についても併せて統計を取ることにした。このため、母数は 7 となっている。

図 2-3-12 をみると、「書類による該否判定又は取引審査の事例があつたが輸出管理統括責任者等により規制の対象ではない旨の判定を行った。」が 57%と最も多く、次いで「外為法等による規制の対象となる事例があつた」と「事例はない」が 43%となった。

「規制対象ではない判定を行った」という回答は 4 件であったが、具体的には、プラズミド、原子力、計測器などの分野の記載があつた。（資料編参照）また、該非判定または取引審査の件数は、少ない大学で 1 件、多い大学では 350 件に及び、これらの判定や審査を大学本部ですべて行うか、研究者にある程度任せるかで、相違が出てくるのが分かる。

「外為法等による規制の対象となる事例があつた」という回答は 3 件で、まだ極めて少

ない状況である。内訳は図 2-3-13 のとおりで、「経済産業大臣の許可を取得して取引した」が 67%、「大学の判断で取引を断念した」が 33%、「経済産業大臣の許可が得られずに取引を断念した」と「現在申請中」の回答はなかった。

「経済産業大臣の許可を取得して取引した」との回答は 2 件の大学で、エレクトロニクス、海洋関連といった分野の回答があった。許可取得件数はそれぞれの大学で 2 件と 11 件であった。また、「大学の判断で取引を断念した」との回答は 1 件の大学で、外国ユーザーリストの記載機関からの研究生の受け入れについて断念したというケースが 2 件あったということであった。

安全保障貿易管理体制について「一部整備している」または「整備していない」と回答した大学に対して、「安全保障貿易管理体制の整備が不完全な理由をたずねたところ、全体では図 2-3-14 のとおりとなった。図 2-3-14 をみると、「安全保障貿易管理体制を構築する人材がない」が 60%と圧倒的に多く、大学における安全保障貿易管理体制整備の人材不足をうかがうことができる。「安全保障貿易管理体制を整備するのに学内の理解が得にくい」は 18%、「安全保障貿易管理体制を構築する予算が不足」が 15%、「安全保障貿易管理については経済産業省の通知等が頻繁に変更され、大学で対応が困難」は 5%となった。「その他」(53%) は 21 件の回答があり、まとめると表 2-3-1 のように分類することができた。(資料編参照)「検討中」が 10 件、文系等軍事転用可能な研究がおこなわれていないので必要性に乏しい」が 6 件、「学内担当部署の調整が困難」が 5 件、「大学は企業と事情が異なり、研究分野が幅広く、しかも国際交流に支障をきたすことができないなど、拙速な対応はできない」が 2 件、といった記載がみられた。

大学における安全保障貿易管理体制について、問題点、疑問、意見、改善の提案、要望等について自由記入欄を設けたところ表 2-3-2 のとおりとなった。(資料編参照) これをみると、「(留) 学生と貨物では質が異なるし、扱う分野が広範過ぎて、統一体制整備が困難。部署間調整が容易ではない、企業とは異なる」(8 件)、「担当部署の負担の増大を招いている」(4 件)、「留学生の取扱いが困難 (非居住者の判定等判断しにくく運用の障害)」(3 件)といった意見が多く、企業とは異なる大学の特色によって、体制作りに苦慮している大学の様子をうかがうことができる。また、「規程、方策のモデル、事例等他大学の参考資料がほしい」(6 件)、「関連機関に大学への支援・サービスの仕組みを作ってほしい、地域単位に相談部署を作ってほしい、共通指針を示してほしい」(5 件) など、体制作りのための参考となる資料の必要性や支援機関の必要性を訴える声も多かった。さらに、「学内のスタッフの能力が問題、専門家不足」(6 件)、「制度が複雑すぎる、こうした複雑な制度のもとで天下りが増大し、高額な解説書代やコンサルタント代をむさぼっている」(4 件) など、複雑な制度への対応の困難さを指摘する声や制度自体への批判も多い。

全般に、企業とは異なる特色を持つ大学において、複雑な安全保障貿易管理制度の法体系の下で、予算削減の中、体制整備の人員を割くのも困難な状況を知ることができた。

第3章 結語

冒頭でも述べたとおり、2010年4月1日以降は、外国為替及び外国貿易法の一部改正法のうち、輸出者等順守基準に関する規定が施行され、大学・研究機関を含めて輸出管理内部規程の整備が義務付けられ、法人に対する罰則も規定されるようになった。しかし、先進的な研究が数多く実施されている国立大学法人においては、予想したとおり、安全保障貿易管理体制を「整備していない」と回答した大学が全体で46%と、最も多い回答となった。また、すでに整備・運用している数少ない大学においても、経済産業大臣に許可申請手続きを取った事例は数例にとどまっており、極めて少ない。

体制構築が遅れている原因として最も大きいものが、「安全保障貿易管理体制を構築する人材がない」（60%）で、大学における安全保障貿易管理体制整備の人材不足をうかがうことができた。この原因の背後には、普通の人材ではなかなか対応しにくい複雑な法体系という根本的な問題と、留学生を扱うという企業とは異なるオープンな環境を持つ大学の特殊性の問題が大きいといえる。したがって、体制作りのための参考となる資料の必要性や支援機関の必要性を訴える声も多かった。

今後は、外為法をはじめとする複雑な法体系の根本的な見直しが必要されるとともに、国が外為法の真の実行を図っていくためには、大学における安全保障貿易管理体制構築のための無料でわかりやすい情報提供や支援を行っていくことが求められるであろう。

資 料 編

1. 安全保障貿易管理体制に関するアンケート調査の集計（全体）

1. 調査実施日	2010年5月18日及び6月1日
2. 調査実施対象	86の国立大学法人全体。
3. 調査実施方法	E-mailで調査票を対象大学の産学連携担当部署に送付。産学連携担当部署が見当たらない場合は国際交流担当部署若しくは広報担当部署に送付した。記入後の返送を依頼。なお、締切りは2010年6月18日とした。

4.回収状況

対 象	対象数	回答数	回答率
国立大学法人	86	52	60.47%

<回答数:52(全体)>

※1～8および※(1)～(4)は別紙参照

調査事項		回答数	割合	備考		
問1	貴学では安全保障貿易管理体制を整えていますか。					
	1 大学独自で整備し、既に運用を開始している ※(1) 年月から ※1	12	23.08%	分母は52		
	一部整備している(複数回答)	16	30.77%			
	2	ア 規程(規則)だけ整備したが、細則や様式はまだ決定していない	1	6.25%	分母は16	
		イ 規制対象の貨物や技術の提供があるということのみ周知した	12	75.00%		
		ウ その他 ※2	4	25.00%		
3 整備していない ※(2)	24	46.15%	分母は52			
計	52	100.00%				
問2	問1で「1」に○印を付けた方に伺います。					
	現在運用している安全保障貿易管理体制はスムーズに運用されています					
	(1)	1 スムーズに運用されている	2	16.67%	分母は12	
		2 スムーズに運用されていない	0	0.00%		
		3 始めたばかりなので事例がないか少なく、まだわからない	10	83.33%		
	計	12	100.00%			
	問2の(1)で「2」に○印を付けた方に伺います。スムーズに運用されない理由は何ですか。(複数回答可)					
	(2)	1 安全保障貿易管理体制が複雑で、マネジメントできる人材が少ない	0			
		2 安全保障貿易管理に対する学内の理解が得にくい	0			
		3 安全保障貿易管理については経済産業省の通知等が頻繁に変更さ	0			
		4 安全保障貿易管理体制を構築する予算が不足	0			
		5 その他	0			
	計	0				
	現在運用している安全保障貿易管理で、対象となった事例はありましたか。(複数回答)(整備大学の回答7件のみが対象。)					
	(3)	1	外為法等による規制の対象となる事例があった(問1で「2」に○印を付けた場合の回答も1件含む) ※(3)	件/分野 ※3	3	42.86%
ア 経済産業大臣の許可を取得して取引した			件/分野 ※4	2	66.67%	分母は3
イ 経済産業大臣の許可が得られずに取引を断念し		件/分野	0	0.00%		
ウ 現在申請中		件/分野	0	0.00%		
エ 大学の判断で取引を断念した(問1で「2」に○印を付けた場合の回答も1件含む) ※5		件/分野 ※5	1	33.33%		
2		書類による該否判定又は取引審査の事例はあったが輸出管理統括責任者等により規制の対象ではない旨の判定を行った(問1で「2」に○印を付けた場合の回答も1件含む) ※(4)	件/分野 ※6	4	57.14%	分母は7
	3 事例はない		3	42.86%		
問3	問1で「2」または「3」に○印を付けた方に伺います。安全保障貿易管理体制の整備が不完全な理由を教えてください。(複数回答可)					
1	1 安全保障貿易管理体制を構築する人材がいらない	24	60.00%	分母は40		
	2 安全保障貿易管理体制を整備するのに学内の理解が得にくい	7	17.50%			
	3 安全保障貿易管理については経済産業省の通知等が頻繁に変更され、大学で対応が困難	2	5.00%			
	4 安全保障貿易管理体制を構築する予算が不足	6	15.00%			
	5 その他 ※7	21	52.50%			
問4	大学における安全保障貿易管理体制について、問題点、疑問、ご意見、改善のご提案、ご要望等がありましたらご自由にご記入ください。 ※8	27	51.92%	分母は52		
回答総数		52				

【問1-1 貴学では安全保障貿易管理体制を整えていますか。／大学独自で整備し、既に運用を開始している(年 月から)】 ※1

No.	年 月から
1	2006年3月
2	2009年4月
3	2009年10月
4	2010年4月
5	2010年4月
6	2010年4月

【問1-2-ウ 貴学では安全保障貿易管理体制を整えていますか。／一部整備している／その他】 ※2

No.	その他
1	安全保障貿易管理ガイドライン・ハンドブックの教員への周知及び配布
2	安全保障貿易管理に関し、教授会等を通じて学内説明会を行う予定
3	〇〇大学安全保障貿易管理WGを設置し、安全保障輸入管理規則の制定の準備を進めている
4	産学官連携活動に伴う安全保障輸出管理に関しては、取扱要項を定めて実施している

【問2-(3)-1 問1で「1」に〇印を付けた方に伺います。／現在運用している安全保障貿易管理で、対象となった事例はありましたか。／外為法等による規制の対象となる事例があった(問1で「2」に〇印を付けた場合の回答も1件含む)(件／分野)】 ※3

No.	件数	分野
1	11	エレクトロニクス10、海洋関連1
2	3	
3	2	研究生の受け入れ

【問2-(3)-1-ア 問1で「1」に〇印を付けた方に伺います。／現在運用している安全保障貿易管理で、対象となった事例はありましたか。／外為法等による規制の対象となる事例があった／経済産業大臣の許可を取得して取引した(件／分野)】 ※4

No.	件数	分野
1	11	エレクトロニクス10、海洋関連1
2	2	7項:エレクトロニクス

【問2-(3)-1-エ 問1で「1」に〇印を付けた方に伺います。／現在運用している安全保障貿易管理で、対象となった事例はありましたか。／外為法等による規制の対象となる事例があった／大学の判断で取引を断念した(問1で「2」に〇印を付けた場合の回答も1件含む)(件／分野)】 ※5

No.	件数	分野
1	2	ユーザーリスト記載の機関からの研究生の受け入れをやめた

【問2-(3)-2 問1で「1」に〇印を付けた方に伺います。／現在運用している安全保障貿易管理で、対象となった事例はありましたか。／書類による該否判定又は取引審査の事例はあったが輸出管理統括責任者等により規制の対象ではない旨の判定を行った(問1で「2」に〇印を付けた場合の回答も1件含む)(件／分野)】 ※6

No.	件数	分野
1	350	
2	10	プラスミド、炭素繊維、GPS装置
3	8	原子力1、ミサイル1、先端材料2、エレクトロニクス3、海洋関連1
4	1	計測器(既製品)

【問3-5 問1で「2」または「3」に○印を付けた方に伺います。安全保障貿易管理体制の整備が不完全な理由を教えてください。(複数回答可)／その他】

※7

No.	その他
1	安全保障貿易管理体制の構築を検討中
2	整備の検討まで至っていない
3	他大学等を参考に検討中
4	未着手
5	学内における体制構築について検討を開始した
6	管理体制の整備は、学内に跨る国際交流活動を統括する部署がなく遅れている状況で、外為法一部改正に伴い、輸出者等遵守基準を定める省令が制定され、平成22年4月から大学においても組織内の輸出管理体制を定める必要があり、まず、学内の役員及び関連部署の責任者等を対象に、基本的な事柄を含め輸出等を行うに当たって遵守する基準を理解する上で、5月に経済産業省担当官を招き、説明会を実施したところである。今後は本学が抱える技術等提供・貨物の輸出管理に関し、今年度を目標に自主管理体制を構築すべく関連部署において作業を開始したところである
7	関連する部署が多く学内体制構築に時間を要しています
8	規程等の整備について3月から検討を開始したが、十分な検討が必要と判断し、現在も検討中である
9	業務を担当する部署等が明確化されていない
10	軍事転用可能な研究が行われていないため、必要性が乏しい
11	現在、WGを設置し、検討を開始した段階のため
12	現在検討中
13	現在体制整備に向けて検討中
14	現状において該当事例が無いため構築するノウハウがない
15	執行部が事務に対応を任せため大幅に遅れ、知識を持った特定教員の能力を生かすことができなかった
16	手続きが複雑な上、個々の事例について様々なケースが想定され、これを厳密に対応すると国際交流に支障をきたすことが予想される。また、体制整備にかかるエネルギーと実際の運用事例への対応件数とのギャップがある中で、コンプライアンスが求められているというジレンマが問題と感じる
17	大学において管理を要する事例は、留学生、共同研究、研究者等の海外渡航、技術移転など多岐にわたり、関連部署が多くなるため部門間の調整が容易でない。 また、大学においては研究分野が幅広く先端的であり、特定貨物の継続的輸出を行う企業等とは事情が異なる。 貨物の輸出よりは技術の提供が多くを占める中で、一方で公知や基礎研究といった適用除外に当てはまる事例も多い。 こうした大学の特性を踏まえて、効率的かつ実効的な管理体制を構築することは容易でなく、慎重な検討を要するため、規程や組織等も検討中であるが、拙速な組織の確定はできない状況である
18	担当が各部署にまたがり、調整が困難である
19	文系大学院のみのため、該当事案を想定し難い
20	本学では武器・軍事転用可能な技術等の研究を行っていないため
21	本学は教育系の単科大学であり、先端的な研究開発を行う組織が存在しない

【問4. 大学における安全保障貿易管理体制について、問題点、疑問、ご意見、改善のご提案、ご要望等がありましたらご自由にご記入ください。】

※8

No.	意見等(自由記入)
1	(1) 筑波大学産学リエゾン共同研究センターでご提案されている安全保障貿易管理の規程や細則・申請書様式のモデル例や、最も簡便な安全保障貿易管理体制のシステムの手引書の送付をいただき、ありがとうございました。参考にさせていただきます。 (2) 規制のチェックの網を密にすると負担が増大し、粗くするとチェック漏れのリスクが増えるため運用(トレードオフ)が難しい課題と考えています。 (3) 「安全保障輸出管理に関する教員の記入する審査申請書」は「取引審査申請書」のことで、リスト規制またはキャッチオール規制に該当する可能性がある場合について教員の方に作成、提出いただく運用と思えます。「取引審査申請書」は法令等に正確に即した内容ですが、教員の方の使用上の評価(作成の容易性、運用性など)がさらに得られた際には、ご教示いただければ幸いです
2	○本学の場合、キャンパスが県内5箇所に分散しており、全学統一体制構築が困難な要因の一つとなっている。 ○留学生対応、教員対応等、対象となる範囲が広く、また、これまで安全保障貿易管理を主として担当してきた部署が存在しないため、既存の部署への担当付加、或いは新たな部署を設けるなどの体制整備に向けた措置が必要であり、調整が困難である。 ○学部学生への教育は、基本的に公開テキスト等による教授が多く、安全保障貿易管理の対象からは外してもよいのではないかと上位省庁間での検討が望まれる

3	<p>1. 2009年4月から1年間運用した実績は、該非判定が約200件、取引審査が約150件、輸出許可2件。但し、注で示した3件のうちの1件は、某教員がリスト規制対象品を独断で通関させた後に許可申請が必要なことを知り、直ちに経産省安全保障貿易検査官室へ通報後、我々の審査部門へ連絡する事例が発生。この事例の問題点は、某教員が学内で管理体制が運用されていることを知らなかったことであり、学内での周知活動の不足が原因。再度、理系部局の教授会で出前説明会を開催して周知徹底を図るとともに、安全保障管理ポスターを作成して全研究室へ配布するなどの再発防止策を講じた。</p> <p>2. 年間約350件の審査を紙ベースで行ったため時間がかかりすぎた。この対策として、2010年4月1日から自前で開発した電子申請システムを導入し、処理の迅速化を図った。現在、スムーズに運用できている</p>
4	<p>1. 留学生、短期研究員の問題：一度、入国を許された者を非居住者として扱うこと。親密になれば、メールの交換もするようになり、情報の漏えいがあるかもしれない。</p> <p>2. 教員の意識の問題：特に基礎研究を行っている場合、教員は機微技術に該当しないと判断している場合が多い。自己の専門分野と異なるところでの使用を意識できない。</p> <p>3. 該非判定：現在のスペシフィケーションは、非該当の技術であっても、技術そのものは将来スペシフィケーションを向上させることが可能で有る場合の取り扱い。一般的に、各分野の専門家が必要であり、専門家を置かず一般的な常識の範囲で該非判定を行うことの困難さ。</p> <p>4. 大学内では、教員のみではなく、事務員、技術員、役員、学生まで「規則(規程)」を周知させる必要があり、また、恒常的な啓発活動が義務化されているので、担当部署の業務が増加する。また、該非判定等の相談案件による業務増加がある。</p> <p>5. 地域単位に相談部署を設けるなどして、個別の大学の負荷軽減を図るべきであろう</p>
5	<p>4月1日付けで管理規程整備、その後に手順書及び様式の整備を行い、6月11日(金)より運用を開始したばかりであり、個別対応は行っているが、組織的には進んでいない。</p> <p>チェックリスト、該非判定書等の様式の整備はしたが、運用上で問題があれば、随時改正を行うなど柔軟に進めて行く予定である。(特に該非判定書については、各研究者に記入を願うため、記入→該非判定が可能か?、など問題が多く出ると思われる。)</p> <p>各学部等の部局長を該非確認責任者としたが、大学として統一した判定ができるよう、7月頃には各学部等の管理担当者等の指導などを行う予定である。</p> <p>該非判定については、各学部等(該非確認責任者)で一次、統括責任者の部門で二次判定を行うが、特に組み込み機器の場合、販売業者でさえ判定に誤りがある場合があり、適正に判定ができるのか問題となるのでは</p>
6	<p>下記の理由から一次審査機関は、所掌部署や学部・学科毎に責任者を配置するのが望ましいが、大学規模を考慮すると、一局集中型とせざるを得ないため、判断・管理が難しい。</p> <p>① 技術が特定の分野に限られているのではなく広範であること</p> <p>② 貨物の輸出、留学生への技術提供等多くの事例が考えられ、様々な部署が関与すること</p>
7	<p>確認リスト等の様式について、他大学の様式等を参考にできれば幸いである。教員等への教育について、効果的な方法があればご教授願いたい</p>
8	<p>管理体制を整備した大学の数は、この4月から一挙に増加したと思いますが、学内への周知活動、質問への対応・回答などでは、輸出管理を取りまとめる関係者(大学本部及び部局における関係者)自身が輸出管理にどの程度、時間をさけるか、法令と運用に習熟しているかのよって、大きいばらつきが生じると思います。企業で輸出管理の経験がある人を雇用して専従者としている一部大学は別として、ほとんどの大学は十分な対応ができるとは思えません。長期的・将来的には、たとえば、大学技術移転協議会のようなところが、輸出管理サービスを各大学に提供するような仕組みが設計されることを望みます</p>
9	<p>規程の必要性(ルール作り、ガイドラインで対応可能なのか)</p>
10	<p>貴センターが作成された規程のモデル例等を参考に早急に体制整備を行いたいと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます</p>
11	<p>教育・研究活動を阻害せず、外為法を遵守する学内体制を構築するには、なるべくシンプルで運用可能なシステムを作ることが重要だと感じています。学内に関連する部署が多岐にわたっているため、担当部署等も現時点では定まっておりませんが、なるべく早く整備する必要があると思っています</p>
12	<p>経済産業省の作成したリーフレット等を学内の全研究者に配布したところで、規程の整備はじめ、学内教職員への制度の周知徹底はまだこれから、という状況です。</p> <p>今後に向けて、是非、貴学の先進事例等を参考にさせていただければと思います。</p> <p>資料のご供与、よろしくお願い申し上げます</p>
13	<p>現在、学内での体制づくり等に苦慮しています。色々と教えていただければありがたいと思います</p>
14	<p>現在、管理体制について検討中(規則未制定)だが、本学のような地方大学では、安全保障貿易管理の造詣の深い教員等を新規に確保することは困難であり、規則が制定されたとしても、形だけの管理規則・体制になってしまう可能性が危惧される。</p> <p>また、学内規則施行後に、経済産業省に許可申請しなければならない案件がどれだけなのか、もし、年に1件あるのかどうかであれば、各大学が規則制定に労力をかけること自体が無駄なのでは、と感じる。</p> <p>情報管理の問題が解決できるのであれば、文部科学省が大学向け安全保障管理補助機関を設立、あるいは、すでにある機関にその機能を持たせ、規則や事前チェックのひな型の作成、事前チェックや取引審査にかかる事務を委託した方が、素人判断ではない、実効性の高い安全保障貿易管理ができるのではないかと思う</p>
15	<p>手続きが複雑な上、個々の事例について様々なケースが想定され、これを厳密に対応すると国際交流に支障をきたすことが予想される。また、体制整備にかかるエネルギーと実際の運用事例への対応件数とのギャップがある中で、コンプライアンスが求められているというジレンマが問題と感じる</p>

16	人文社会系の大学であることから、今日まで該当事例が無く、研究者の大学での研究内容が外為法の規制対象となる同様の内容がありうることの理解を得るための有効な方策としてのモデル事例等があれば参考としたい
17	<p>先般の安全保障貿易管理に関する説明会等における取り組み事例など、国際担当部門と産学官担当部門の連携が円滑に行われている一部の大学等や、文部科学省の戦略展開プログラム「国際的な産学官連携活動の推進」採択大学等をはじめとした安全保障貿易管理体制整備への対応が進んでいる大学と比べ、本学では組織として取り組んでいないと言わざるを得ません。大学としてどのようなところまで対応すべきか判断がつかず、どの程度の人材、予算を確保するのか、どの部署が関連し担当するか議論が進んでいないため、決定をくだす者が誰なのか定まりません。</p> <p>いちおう、事務的に方針が定まったとしても、学内の理解を得るためには、相応の議論を踏まえる必要があります、これらを総合的に勘案した場合、既存の体制で行うことは極めて困難である。</p> <p>このように、一大学が個別に行うためには負担が過大であり、科学技術・学術審議会第四期国際委員会においても、日本学術振興会のような組織が全体的な面倒をみるのが適当ではないかとの議論がなされていたところであり、第五期同委員会においては、「専門人材の育成、配置について、国からの積極的な働きかけや支援策が必要である。」とまとめ、平成21年12月21日開催の科学技術・学術審議会(第32回)へ「機微技術・安全保障等の取り扱いに関する専門家の育成あるいは管理体制の強化」として報告したところである。</p> <p>このことを踏まえ、問5連絡先が各大学の担当部署という意味であれば、担当部署が定まっていますので、アンケート回答とは別に記入・提出させていただきます</p>
18	<p>早急に体制を整備する必要があります。</p> <p>学内には、体制を構築する人材がいいため、学外からの協力を得ながら人材養成と体制の構築を行うこととなります</p>
19	体制を整え、今年度から運用を始めたばかりなので、まだ手探りの状態です。差し障りのない範囲で、運用に関する問題点、改善策の実例集をご教示いただけたら幸いです
20	<p>大学において管理を要する事例は、留学生、共同研究、研究者等の海外渡航、技術移転など多岐にわたり、関連部署が多くなるため部門間の調整が容易でない。</p> <p>また、大学においては研究分野が幅広く先端的であり、特定貨物の継続的輸出を行う企業等とは事情が異なる。</p> <p>貨物の輸出よりは技術の提供が多くを占める中で、一方で公知や基礎研究といった適用除外に当てはまる事例も多い。</p> <p>こうした大学の特性を踏まえて、効率的かつ実効的な管理体制を構築することは容易でなく、慎重な検討を要するため、規程や組織等も検討中であるが、拙速な組織の確定はできない状況である</p>
21	<p>大学における安全保障貿易管理については、規模や分野の違いはあっても、大学特有の状況に応じた体制構築や運用の課題について共通するものが多い。</p> <p>特に安全保障輸出管理については、制度が複雑なことから、運用に当たって関係する教員にこれを理解していただくことに苦慮している大学が多いと思われる。</p> <p>最終的には、各大学がそれぞれ体制整備を検討・実施すべきであるが、法令等を遵守しつつ、大学の実情を踏まえ教育研究の円滑な実施、教育研究現場での負担軽減等を可能とする仕組みについて、関係省庁との協議を経て策定された大学共通の運用指針のようなものが示されることが望まれる</p>
22	日本の法体系に共通している問題であるが、罰則の対象となる規制を法律、政令、省令、通達に書き分けているため、全体像を認識することが困難。刑罰規定の明確化を要求している罪刑法定主義の原則に違反している。これは天下りを容易にするためと勘ぐりたくなる。その天下り機関である安全保障貿易管理情報センターは、大学会員の会費で暴利を貪っているばかりでなく、経済産業省のHPで誘導して法外な値段の出版物を買わせようとしている。これは官民癒着の暴利貪り構造に他ならない
23	<p>弊学は医学系の大学院大学であることから、リスト規制対象のうち、化学兵器・生物兵器などの医学研究に伴う材料の取扱いについて、具体例をもって、わかりやすく周知するための活動を行う予定である。</p> <p>また、本学は2010年6月1日に、医学系大学産学連携ネットワーク協議会を設立したことから、その活動の中でも体制の在り方を検討し、当該分野間で共有し、啓発を行う予定である</p>
24	本学では、安全保障貿易管理体制についてガイドラインとして、運用を開始している。教職員への周知も併行して行う
25	<p>問題点:安全保障貿易管理については、当該制度自体が非常に複雑なため、マネジメント的役割を果たす人材がいらないことから、個々の研究者等からの問い合わせに十分対応できるか不安である。</p> <p>・国際共同研究等の推進に当たり、研究者のモチベーションが下がるおそれがあるのではないかと。</p> <p>要 望:個々の研究者にとって、もう少し、制度(法律、省令、政令、規則等も含め)の理解がしやすいシステムが構築できないか</p>
26	留学生の受入れを推進する文部科学省と、留学生に対しても例外なく安全保障輸出管理に係る規制を行う経済産業省との間で矛盾が生じている。例えば、外国ユーザーリストに掲載の大学からの留学生を受入れるかどうかの判断は、大学に委ねられてしまっているが、その判断が難しい。また、受け入れた場合も、研究室内で機微技術の提供が行われるかどうか、研究の進展によりどのような状況になるか事前に想定しにくい場合がある。留学生については、規制対象外とするなど特例措置を検討してほしい
27	留学生を受け入れる際の安全保障に係る自主管理体制について検討中

【付帯意見】

【問1-1 貴学では安全保障貿易管理体制を整えていますか。／大学独自で整備し、既に運用を開始している】 ※(1)

No.	付帯意見
1	規則(規定)は未整備であるが、ガイドラインを制定し、運用している
2	本学はやっとルールを制定し、本年から実態調査等を実施する段階です。ただ、留学に関する問題は、2010年度から対応しています

【問1-3 貴学では安全保障貿易管理体制を整えていますか。／整備していない】 ※(2)

No.	付帯意見
1	学内において、安全保障貿易管理に関する説明会を開催。今年度中に関連諸規則の整備、自主管理体制を構築する予定である。事例はない
2	管理体制の必要性を十分に認識している
3	規程等については、今後、整備する予定
4	現在、体制整備に向けて検討中です

【問2-(3)-1 問1で「1」に○印を付けた方に伺います。／現在運用している安全保障貿易管理で、対象となった事例はありましたか。／外為法等による規制の対象となる事例があった(問1で「2」に○印を付けた場合の回答も1件含む)】 ※(3)

No.	付帯意見
1	3件のうちの1件は、某教員がリスト規制対象品を独断で通関させた後に許可申請が必要なことを知り、直ちに経産省安全保障貿易検査官室へ通報後、我々の審査部門へ連絡する事例が発生。この事例の問題点は、某教員が学内で管理体制が運用されていることを知らなかったことであり、学内での周知活動の不足が原因。再度、理系部局の教授会で出前説明会を開催して周知徹底を図るとともに、安全保障管理ポスターを作成して全研究室へ配布するなどの再発防止策を講じた
2	取扱要項に基づく事例

【問2-(3)-2 問1で「1」に○印を付けた方に伺います。／現在運用している安全保障貿易管理で、対象となった事例はありましたか。／書類による該否判定又は取引審査の事例はあったが輸出管理統括責任者等により規制の対象ではない旨の判定を行った】 ※(4)

No.	付帯意見
1	2009年4月から1年間運用した実績は、該非判定が約200件、取引審査が約150件、輸出許可2件

2. 安全保障貿易管理体制に関するアンケート調査の集計（整備大学）

1. 調査実施日	平成22年6月1日
2. 調査実施対象	86の国立大学法人のうち、安全保障貿易管理体制の整備が進んでいると考えられる次の19大学。 1. 文部科学省の戦略展開プログラム「国際的な産学官連携活動の推進」の採択大学(14大学) 2. 「1」以外で、国際・大学知財本部コンソーシアム (http://www.ucip.jp/) への加盟大学(3大学) 3. ガイドラインを整備するなど先進的な取り組みをしていることがインターネット調査から明らかな大学(室蘭工業大学、九州工業大学の2大学)
3. 調査実施方法	E-mailで調査票を対象大学の産学連携担当部署に送付。産学連携担当部署が見当たらない場合は国際交流担当部署に送付した。記入後の返送を依頼。なお、締切りは2010年6月18日とした。

4.回収状況

対象	対象数	回答数	回答率
国立大学法人	19	12	63.16%

<回答数:12(整備大学)>

※1～8および※(1)～(4)は別紙参照

調査事項				回答数	割合	備考			
問1	貴学では安全保障貿易管理体制を整えていますか。								
	1	大学独自で整備し、既に運用を開始している ※(1) 年月から ※1		6	50.00%	分母は12			
		一部整備している		5	41.67%				
	2	ア	規程(規則)だけ整備したが、細則や様式はまだ決定していない		0	0.00%	分母は5		
		イ	規制対象の貨物や技術の提供があるということのみ周知した		3	60.00%			
		ウ	その他 ※2		2	40.00%			
	計		5	100.00%					
3	整備していない ※(2)		1	8.33%	分母は12				
	計		12	100.00%					
問2	問1で「1」に○印を付けた方に伺います。								
	現在運用している安全保障貿易管理体制はスムーズに運用されていますか。								
	(1)	1	スムーズに運用されている		1	16.67%	分母は6		
		2	スムーズに運用されていない		0	0.00%			
		3	始めたばかりなので事例がないか少なく、まだわからない		5	83.33%			
			計		6	100.00%			
	(2)	問2の(1)で「2」に○印を付けた方に伺います。スムーズに運用されない理由は何ですか。(複数回答可)							
		1	安全保障貿易管理体制が複雑で、マネジメントできる人材が少ない		0				
		2	安全保障貿易管理に対する学内の理解が得にくい		0				
		3	安全保障貿易管理については経済産業省の通知等が頻繁に変更さ		0				
		4	安全保障貿易管理体制を構築する予算が不足		0				
		5	その他		0				
		計		0					
	(3)	現在運用している安全保障貿易管理で、対象となった事例はありましたか。(複数回答)							
		1	外為法等による規制の対象となる事例があった(問1で「2」に○印を付けた場合の回答も1件含む) ※(3)		件/分野	※3	3	42.86%	分母は7
ア			経済産業大臣の許可を取得して取引した		件/分野	※4	2	66.67%	
イ			経済産業大臣の許可が得られずに取引を断念した		件/分野		0	0.00%	
ウ			現在申請中		件/分野		0	0.00%	
エ			大学の判断で取引を断念した(問1で「2」に○印を付けた場合の回答も1件含む)		件/分野	※5	1	33.33%	
2		書類による該否判定又は取引審査の事例はあったが輸出管理統括責任者等により規制の対象ではない旨の判定を行った(問1で「2」に○印を付けた場合の回答も1件含む) ※(4)		件/分野	※6	4	57.14%	分母は7	
3		事例はない				3	42.86%		
問3	問1で「2」または「3」に○印を付けた方に伺います。安全保障貿易管理体制の整備が不完全な理由を教えてください。(複数回答可)								
	1	安全保障貿易管理体制を構築する人材がいない		4	66.67%	分母は6			
	2	安全保障貿易管理体制を整備するのに学内の理解が得にくい		2	33.33%				
	3	安全保障貿易管理については経済産業省の通知等が頻繁に変更され、大学で対応が困難		0	0.00%				
	4	安全保障貿易管理体制を構築する予算が不足		2	33.33%				
	5	その他 ※7		3	50.00%				
	計								
問4	大学における安全保障貿易管理体制について、問題点、疑問、ご意見、改善のご提案、ご要望等がありましたらご自由にご記入ください。 ※8			9	75.00%	分母は12			
	回答総数			12					

【問1-1 貴学では安全保障貿易管理体制を整えていますか。／大学独自で整備し、既に運用を開始している(年 月から)】

※1

No.	年 月から
1	2006年3月
2	2009年4月
3	2009年10月
4	2010年4月
5	2010年4月
6	2010年4月

【問1-2-ウ 貴学では安全保障貿易管理体制を整えていますか。／一部整備している／その他】

※2

No.	その他
1	〇〇大学安全保障貿易管理WGを設置し、安全保障輸入管理規則の制定の準備を進めている
2	産学官連携活動に伴う安全保障輸出管理に関しては、取扱要項を定めて実施している

【問2-(3)-1 問1で「1」に〇印を付けた方に伺います。／現在運用している安全保障貿易管理で、対象となった事例はありましたか。／外為法等による規制の対象となる事例があった(問1で「2」に〇印を付けた場合の回答も1件含む)(件／分野)】

※3

No.	件数	分野
1	11	エレクトロニクス10、海洋関連1
2	3	
3	2	研究生の受け入れ

【問2-(3)-1-ア 問1で「1」に〇印を付けた方に伺います。／現在運用している安全保障貿易管理で、対象となった事例はありましたか。／外為法等による規制の対象となる事例があった／経済産業大臣の許可を取得して取引した(件／分野)】

※4

No.	件数	分野
1	11	エレクトロニクス10、海洋関連1
2	2	7項:エレクトロニクス

【問2-(3)-1-エ 問1で「1」に〇印を付けた方に伺います。／現在運用している安全保障貿易管理で、対象となった事例はありましたか。／外為法等による規制の対象となる事例があった／大学の判断で取引を断念した(問1で「2」に〇印を付けた場合の回答も1件含む)(件／分野)】

※5

No.	件数	分野
1	2	ユーザーリスト記載の機関からの研究生の受け入れをやめた

【問2-(3)-2 問1で「1」に〇印を付けた方に伺います。／現在運用している安全保障貿易管理で、対象となった事例はありましたか。／書類による該否判定又は取引審査の事例はあったが輸出管理統括責任者等により規制の対象ではない旨の判定を行った(問1で「2」に〇印を付けた場合の回答も1件含む)(件／分野)】

※6

No.	件数	分野
1	350	
2	10	プラスミド、炭素繊維、GPS装置
3	8	原子力1、ミサイル1、先端材料2、エレクトロニクス3、海洋関連1
4	1	計測器(既製品)

【問3-5 問1で「2」または「3」に○印を付けた方に伺います。安全保障貿易管理体制の整備が不完全な理由を教えてください。(複数回答可)／その他】

※7

No.	その他
1	学内における体制構築について検討を開始した
2	管理体制の整備は、学内に跨る国際交流活動を統括する部署がなく遅れている状況で、外為法一部改正に伴い、輸出者等遵守基準を定める省令が制定され、平成22年4月から大学においても組織内の輸出管理体制を定める必要があり、まず、学内の役員及び関連部署の責任者等を対象に、基本的な事柄を含め輸出等を行うに当たって遵守する基準を理解する上で、5月に経済産業省担当官を招き、説明会を実施したところである。今後は本学が抱える技術等提供・貨物の輸出管理に関し、今年度を目標に自主管理体制を構築すべく関連部署において作業を開始したところである
3	大学において管理を要する事例は、留学生、共同研究、研究者等の海外渡航、技術移転など多岐にわたり、関連部署が多くなるため部門間の調整が容易でない。 また、大学においては研究分野が幅広く先端的であり、特定貨物の継続的輸出を行う企業等とは事情が異なる。 貨物の輸出よりは技術の提供が多くを占める中で、一方で公知や基礎研究といった適用除外に当てはまる事例も多い。 こうした大学の特性を踏まえて、効率的かつ実効的な管理体制を構築することは容易でなく、慎重な検討を要するため、規程や組織等も検討中であるが、拙速な組織の確定はできない状況である

【問4. 大学における安全保障貿易管理体制について、問題点、疑問、ご意見、改善のご提案、ご要望等がありましたらご自由にご記入ください。】

※8

No.	意見等(自由記入)
1	○本学の場合、キャンパスが県内5箇所に分散しており、全学統一体制構築が困難な要因の一つとなっている。 ○留学生対応、教員対応等、対象となる範囲が広く、また、これまで安全保障貿易管理を主として担当してきた部署が存在しないため、既存の部署への担当付加、或いは新たな部署を設けるなどの体制整備に向けた措置が必要であり、調整が困難である。 ○学部学生への教育は、基本的に公開テキスト等による教授が多く、安全保障貿易管理の対象からは外してもよいのではないかと上位省庁間での検討が望まれる
2	1. 留学生、短期研究員の問題：一度、入国を許された者を非居住者として扱うこと。 親密になれば、メールの交換もするようになり、情報の漏えいがあるかもしれない。 2. 教員の意識の問題：特に基礎研究を行っている場合、教員は機微技術に該当しないと判断している場合が多い。自己の専門分野と異なるところでの使用を意識できない。 3. 該非判定：現在のスペシフィケーションは、非該当の技術であっても、技術そのものは将来スペシフィケーションを向上させることが可能で有る場合の取り扱い。 一般的に、各分野の専門家が必要であり、専門家を置かず一般的な常識の範囲で該非判定を行うことの困難さ。 4. 学内では、教員のみではなく、事務員、技術員、役員、学生まで「規則(規程)」を周知させる必要があり、また、恒常的な啓発活動が義務化されているので、担当部署の業務が増加する。また、該非判定等の相談案件による業務増加がある。 5. 地域単位に相談部署を設けるなどして、個別の大学の負荷軽減を図るべきであろう
3	1. 2009年4月から1年間運用した実績は、該非判定が約200件、取引審査が約150件、輸出許可2件。但し、注で示した3件のうちの1件は、某教員がリスト規制対象品を独断で通関させた後に許可申請が必要なことを知り、直ちに経産省安全保障貿易検査官室へ通報後、我々の審査部門へ連絡する事例が発生。この事例の問題点は、某教員が学内で管理体制が運用されていることを知らなかったことであり、学内での周知活動の不足が原因。再度、理系部局の教授会で出前説明会を開催して周知徹底を図るとともに、安全保障管理ポスターを作成して全研究室へ配布するなどの再発防止策を講じた。 2. 年間約350件の審査を紙ベースで行ったため時間がかかりすぎた。この対策として、2010年4月1日から自前で開発した電子申請システムを導入し、処理の迅速化を図った。現在、スムーズに運用できている
4	下記の理由から一次審査機関は、所掌部署や学部・学科毎に責任者を配置するのが望ましいが、大学規模を考慮すると、一局集中型とせざるを得ないため、判断・管理が難しい。 ① 技術が特定の分野に限られているのではなく広範であること ② 貨物の輸出、留学生への技術提供等多くの事例が考えられ、様々な部署が関与すること
5	管理体制を整備した大学の数は、この4月から一挙に増加したと思いますが、学内への周知活動、質問への対応・回答などでは、輸出管理を取りまとめる関係者(大学本部及び部局における関係者)自身が輸出管理にどの程度、時間をさけるか、法令と運用に習熟しているかのよって、大きいばらつきが生じると思います。企業で輸出管理の経験がある人を雇用して専従者として一部大学は別として、ほとんどの大学は十分な対応ができるとは思えません。長期的・将来的には、たとえば、大学技術移転協議会のようなところが、輸出管理サービスを各大学に提供するような仕組みが設計されることを望みます

6	<p>大学において管理を要する事例は、留学生、共同研究、研究者等の海外渡航、技術移転など多岐にわたり、関連部署が多くなるため部門間の調整が容易でない。</p> <p>また、大学においては研究分野が幅広く先端的であり、特定貨物の継続的輸出を行う企業等とは事情が異なる。</p> <p>貨物の輸出よりは技術の提供が多くを占める中で、一方で公知や基礎研究といった適用除外に当てはまる事例も多い。</p> <p>こうした大学の特性を踏まえて、効率的かつ実効的な管理体制を構築することは容易でなく、慎重な検討を要するため、規程や組織等も検討中であるが、拙速な組織の確定はできない状況である</p>
7	<p>弊学は医学系の大学院大学であることから、リスト規制対象のうち、化学兵器・生物兵器などの医学研究に伴う材料の取扱いについて、具体例をもって、わかりやすく周知するための活動を行う予定である。</p> <p>また、本学は2010年6月1日に、医学系大学産学連携ネットワーク協議会を設立したことから、その活動の中でも体制の在り方を検討し、当該分野間で共有し、啓発を行う予定である</p>
8	<p>留学生の受入れを推進する文部科学省と、留学生に対しても例外なく安全保障輸出管理に係る規制を行う経済産業省との間で矛盾が生じている。例えば、外国ユーザーリストに掲載の大学からの留学生を受入れるかどうかの判断は、大学に委ねられてしまっているが、その判断が難しい。また、受け入れた場合も、研究室内で機微技術の提供が行われるかどうか、研究の進展によりどのような状況になるか事前に想定しにくい場合がある。留学生については、規制対象外とするなど特例措置を検討してほしい</p>
9	<p>留学生を受け入れる際の安全保障に係る自主管理体制について検討中</p>

【付帯意見】

【問1-1 貴学では安全保障貿易管理体制を整えていますか。／大学独自で整備し、既に運用を開始している】

※(1)

No.	付帯意見
1	本学はやっとルールを制定し、本年から実態調査等を実施する段階です。ただ、留学に関する問題は、2010年度から対応しています

【問1-3 貴学では安全保障貿易管理体制を整えていますか。／整備していない】

※(2)

No.	付帯意見
1	学内において、安全保障貿易管理に関する説明会を開催。今年度中に関連諸規則の整備、自主管理体制を構築する予定である。事例はない

【問2-(3)-1 問1で「1」に○印を付けた方に伺います。／現在運用している安全保障貿易管理で、対象となった事例はありましたか。／外為法等による規制の対象となる事例があった(問1で「2」に○印を付けた場合の回答も1件含む)】

※(3)

No.	付帯意見
1	3件のうちの1件は、某教員がリスト規制対象品を独断で通関させた後に許可申請が必要なことを知り、直ちに経産省安全保障貿易検査官室へ通報後、我々の審査部門へ連絡する事例が発生。この事例の問題点は、某教員が学内で管理体制が運用されていることを知らなかったことであり、学内での周知活動の不足が原因。再度、理系部局の教授会で出前説明会を開催して周知徹底を図るとともに、安全保障管理ポスターを作成して全研究室へ配布するなどの再発防止策を講じた
2	取扱要項に基づく事例

【問2-(3)-2 問1で「1」に○印を付けた方に伺います。／現在運用している安全保障貿易管理で、対象となった事例はありましたか。／書類による該否判定又は取引審査の事例はあったが輸出管理統括責任者等により規制の対象ではない旨の判定を行った】

※(4)

No.	付帯意見
1	2009年4月から1年間運用した実績は、該非判定が約200件、取引審査が約150件、輸出許可2件

3. 安全保障貿易管理体制に関するアンケート調査の集計（未整備大学）

1. 調査実施日	平成22年5月28日
2. 調査実施対象	86の国立大学法人のうち、安全保障貿易管理体制の整備が進んでいると考えられる次のものを除く67大学。 1. 文部科学省の戦略展開プログラム「国際的な産学官連携活動の推進」の採択大学(14大学) 2. 「1」以外で、国際・大学知財本部コンソーシアム (http://www.ucip.jp/) への加盟大学(3大学) 3. ガイドラインを整備するなど先進的な取り組みをしていることがインターネット調査から明らかな大学(室蘭工業大学、九州工業大学の2大学)
3. 調査実施方法	E-mailで調査票を対象大学の産学連携担当部署に送付。産学連携担当部署が見当たらない場合は国際交流担当部署若しくは広報担当部署に送付した。記入後の返送を依頼。なお、締切りは2010年6月18日とした。

4.回収状況

対象	対象数	回答数	回答率
国立大学法人	67	40	59.70%

<回答数:40(未整備大学)>

※1~3および※(1)~(2)は別紙参照

調査事項		回答数	割合	備考	
問1	貴学では安全保障貿易管理体制を整えていますか。	※(1)			
	1 大学独自で整備し、既に運用を開始している	6	15.00%	分母は40	
	一部整備している(複数回答)	11	27.50%		
	2	ア 規程(規則)だけ整備したが、細則や様式はまだ決定していない	1	9.09%	分母は11
		イ 規制対象の貨物や技術の提供があるということのみ周知した	9	81.82%	
		ウ その他	※1	2	
3 整備していない	※(2)	23	57.50%	分母は40	
計		40	100.00%		
問2	問1で「1」に○印を付けた方に伺います。				
	現在運用している安全保障貿易管理体制はスムーズに運用されていますか。				
	(1) 1 スムーズに運用されている	1	16.67%	分母は6	
	2 スムーズに運用されていない	0	0.00%		
	3 始めたばかりなので事例がないか少なく、まだわからない	5	83.33%		
	計		6	100.00%	
	問2の(1)で「2」に○印を付けた方に伺います。スムーズに運用されない理由は何ですか。(複数回答可)				
	(2) 1 安全保障貿易管理体制が複雑で、マネジメントできる人材が少ない	0			
	2 安全保障貿易管理に対する学内の理解が得にくい	0			
	3 安全保障貿易管理については経済産業省の通知等が頻繁に変更され、大学で対応が困難	0			
	4 安全保障貿易管理体制を構築する予算が不足	0			
5 その他	0				
計		0			
問3	問1で「2」または「3」に○印を付けた方に伺います。安全保障貿易管理体制の整備が不完全な理由を教えてください。(複数回答可)				
	1 安全保障貿易管理体制を構築する人材が少ない	20	58.82%	分母は34	
	2 安全保障貿易管理体制を整備するのに学内の理解が得にくい	5	14.71%		
	3 安全保障貿易管理については経済産業省の通知等が頻繁に変更され、大学で対応が困難	2	5.88%		
	4 安全保障貿易管理体制を構築する予算が不足	4	11.76%		
	5 その他	※2	18		52.94%
問4	大学における安全保障貿易管理体制について、問題点、疑問、ご意見、改善のご提案、ご要望等がありましたらご自由にご記入ください。	※3	18	45.00%	分母は40
	回答総数	40			

【問1-2-ウ 貴学では安全保障貿易管理体制を整えていますか。／一部整備している(複数回答)／その他】

※1

No.	その他
1	安全保障貿易管理ガイドライン・ハンドブックの教員への周知及び配布
2	安全保障貿易管理に関し、教授会等を通じて学内説明会を行う予定

【問3-5 問1で「2」または「3」に○印を付けた方に伺います。安全保障貿易管理体制の整備が不完全な理由を教えてください。(複数回答可)／その他】

※2

No.	その他
1	安全保障貿易管理体制の構築を検討中
2	整備の検討まで至っていない
3	他大学等を参考に検討中
4	未着手
5	関連する部署が多く学内体制構築に時間を要しています
6	規程等の整備について3月から検討を開始したが、十分な検討が必要と判断し、現在も検討中である
7	業務を担当する部署等が明確化されていない
8	軍事転用可能な研究が行われていないため、必要性が乏しい
9	現在、WGを設置し、検討を開始した段階のため
10	現在検討中
11	現在体制整備に向けて検討中
12	現状において該当事例が無いため構築するノウハウがない
13	執行部が事務に対応を任せため大幅に遅れ、知識を持った特定教員の能力を生かすことができなかった
14	手続きが複雑な上、個々の事例について様々なケースが想定され、これを厳密に対応すると国際交流に支障をきたすことが予想される。また、体制整備にかかるエネルギーと実際の運用事例への対応件数とのギャップがある中で、コンプライアンスが求められているというジレンマが問題と感じる
15	担当が各部署にまたがり、調整が困難である
16	文系大学院のみのため、該当事案を想定し難い
17	本学では武器・軍事転用可能な技術等の研究を行っていないため
18	本学は教育系の単科大学であり、先端的な研究開発を行う組織が存在しない

【問4. 大学における安全保障貿易管理体制について、問題点、疑問、ご意見、改善のご提案、ご要望等がありましたらご自由にご記入ください。】

※3

No.	意見等(自由記入)
1	(1) 筑波大学産学リエゾン共同研究センターでご提案されている安全保障貿易管理の規程や細則・申請書様式モデル例や、最も簡便な安全保障貿易管理体制のシステムの手引書の送付をいただき、ありがとうございました。参考にさせていただきます。 (2) 規制のチェックの網を密にすると負担が増大し、粗くするとチェック漏れのリスクが増えるため運用(トレードオフ)が難しい課題と考えています。 (3) 「安全保障輸出管理に関する教員の記入する審査申請書」は「取引審査申請書」のことで、リスト規制またはキャッチオール規制に該当する可能性がある場合について教員の方に作成、提出いただく運用と思います。「取引審査申請書」は法令等に正確に即した内容ですが、教員の方の使用上の評価(作成の容易性、運用性など)がさらに得られた際には、ご教示いただければ幸いです
2	4月1日付けで管理規程整備、その後に手順書及び様式の整備を行い、6月11日(金)より運用を開始したばかりであり、個別対応は行っているが、組織的には進んでいない。 チェックリスト、該非判定書等の様式の整備はしたが、運用上で問題があれば、随時改正を行うなど柔軟に進めて行く予定である。(特に該非判定書については、各研究者に記入を願うため、記入→該非判定が可能か?、など問題が多く出ると思われる。) 各学部等の部局長を該非確認責任者としたが、大学として統一した判定ができるよう、7月頃には各学部等の管理担当者等の指導などを行う予定である。 該非判定については、各学部等(該非確認責任者)で一次、統括責任者の部門で二次判定を行うが、特に組み込み機器の場合、販売業者でさえ判定に誤りがある場合があり、適正に判定ができるのか問題となるのでは
3	確認リスト等の様式について、他大学の様式等を参考にできれば幸いである。教員等への教育について、効果的な方法があればご教授願いたい
4	規程の必要性(ルール作り、ガイドラインで対応可能なのか)
5	貴センターが作成された規程のモデル例等を参考に早急に体制整備を行いたいと思いますので、どうぞよろしく願っています
6	教育・研究活動を阻害せず、外為法を遵守する学内体制を構築するには、なるべくシンプルで運用可能なシステムを作ることが重要だと感じています。学内に関連する部署が多岐にわたっているため、担当部署等も現時点では定まっておりませんが、なるべく早く整備する必要があると思っています

7	<p>経済産業省の作成したリーフレット等を学内の全研究者に配布したところで、規程の整備はじめ、学内教職員への制度の周知徹底はまだこれから、という状況です。</p> <p>今後に向けて、是非、貴学の先進事例等を参考にさせていただければと思います。</p> <p>資料のご供与、よろしくお願い申し上げます</p>
8	<p>現在、学内での体制づくり等に苦慮しています。色々と教えていただければありがたいと思います</p>
9	<p>現在、管理体制について検討中(規則未制定)だが、本学のような地方大学では、安全保障貿易管理の造詣の深い教員等を新規に確保することは困難であり、規則が制定されたとしても、形だけの管理規則・体制になってしまう可能性が危惧される。</p> <p>また、学内規則施行後に、経済産業省に許可申請しなければならない案件がどれだけのものか、もし、年に1件あるのかどうかであれば、各大学が規則制定に労力をかけること自体が無駄なのでは、と感じる。</p> <p>情報管理の問題が解決できるのであれば、文部科学省が大学向け安全保障管理補助機関を設立、あるいは、すでにある機関にその機能を持たせ、規則や事前チェックのひな型の作成、事前チェックや取引審査にかかる事務を委託した方が、素人判断ではない、実効性の高い安全保障貿易管理ができるのではないかと思う</p>
10	<p>手続きが複雑な上、個々の事例について様々なケースが想定され、これを厳密に対応すると国際交流に支障をきたすことが予想される。また、体制整備にかかるエネルギーと実際の運用事例への対応件数とのギャップがある中で、コンプライアンスが求められているというジレンマが問題と感じる</p>
11	<p>人文社会系の大学であることから、今日まで該当事例が無く、研究者の大学での研究内容が外為法の規制対象となる同様の内容がありうることを理解を得るための有効な方策としてのモデル事例等があれば参考としたい</p>
12	<p>先般の安全保障貿易管理に関する説明会等における取り組み事例など、国際担当部門と産学官担当部門の連携が円滑に行われている一部の大学等や、文部科学省の戦略展開プログラム「国際的な産学官連携活動の推進」採択大学等をはじめとした安全保障貿易管理体制整備への対応が進んでいる大学と比べ、本学では組織として取り組んでいないと言わざるを得ません。大学としてどのようなところまで対応すべきか判断がつかず、どの程度の人材、予算を確保するのか、どの部署が関連し担当するかの議論が進んでいないため、決定をくださる者が誰なのか定まりません。</p> <p>いちおう、事務的に方針が定まったとしても、学内の理解を得るためには、相応の議論を踏まえる必要があり、これらを総合的に勘案した場合、既存の体制で行うことは極めて困難である。</p> <p>このように、一大学が個別に行うためには負担が過大であり、科学技術・学術審議会第四期国際委員会においても、日本学術振興会のような組織が全体的な面倒をみるのが適当ではないかとの議論がなされていたところであり、第五期同委員会においては、「専門人材の育成、配置について、国からの積極的な働きかけや支援策が必要である。」とまとめ、平成21年12月21日開催の科学技術・学術審議会(第32回)へ「機微技術・安全保障等の取り扱いに関する専門家の育成あるいは管理体制の強化」として報告したところである。</p> <p>このことを踏まえ、問5連絡先が各大学の担当部署という意味であれば、担当部署が定まっていますので、アンケート回答とは別に記入・提出させていただきます</p>
13	<p>早急に体制を整備する必要があります。</p> <p>学内には、体制を構築する人材がいいため、学外からの協力を得ながら人材養成と体制の構築を行うこととなります</p>
14	<p>体制を整え、今年度から運用を始めたばかりなので、まだ手探りの状態です。差し障りのない範囲で、運用に関する問題点、改善策の実例集をご教示いただけたら幸いです</p>
15	<p>大学における安全保障貿易管理については、規模や分野の違いはあっても、大学特有の状況に応じた体制構築や運用の課題について共通するものが多い。</p> <p>特に安全保障輸出管理については、制度が複雑なことから、運用に当たって関係する教員にこれを理解していただくことに苦慮している大学が多いと思われる。</p> <p>最終的には、各大学がそれぞれ体制整備を検討・実施すべきであるが、法令等を遵守しつつ、大学の実情を踏まえ教育研究の円滑な実施、教育研究現場での負担軽減等を可能とする仕組みについて、関係省庁との協議を経て策定された大学共通の運用指針のようなものが示されることが望まれる</p>
16	<p>日本の法体系に共通している問題であるが、罰則の対象となる規制を法律、政令、省令、通達に書き分けているため、全体像を認識することが困難。刑罰規定の明確化を要求している罪刑法定主義の原則に違反している。これは天下りを容易にするためと勘ぐりたくなる。その天下り機関である安全保障貿易管理情報センターは、大学会員の会費で暴利を貪っているばかりでなく、経済産業省のHPで誘導して法外な値段の出版物を買わせようとしている。これは官民癒着の暴利貪り構造に他ならない</p>
17	<p>本学では、安全保障貿易管理体制についてガイドラインとして、運用を開始している。教職員への周知も併行して行う</p>
18	<p>問題点:安全保障貿易管理については、当該制度自体が非常に複雑なため、マネジメント的役割を果たす人材がいらないことから、個々の研究者等からの問い合わせに十分対応できるか不安である。</p> <p>・国際共同研究等の推進に当たり、研究者のモチベーションが下がるおそれがあるのではないか。</p> <p>要 望:個々の研究者にとって、もう少し、制度(法律、省令、政令、規則等も含め)の理解がしやすいシステムが構築できないか</p>

【付帯意見】

【問1-1 貴学では安全保障貿易管理体制を整えていますか。／大学独自で整備し、既に運用を開始している】

※(1)

No.	付帯意見
1	規則(規定)は未整備であるが、ガイドラインを制定し、運用している

【問1-3 貴学では安全保障貿易管理体制を整えていますか。／整備していない】

※(2)

No.	付帯意見
1	現在、体制整備に向けて検討中です
2	管理体制の必要性を十分に認識している
3	規程等については、今後、整備する予定

4. 調査票（整備大学）

平成 22 年 6 月 1 日

安全保障貿易管理体制の整備と運営に関するアンケート調査について

～ご協力のお願～

筑波大学産学リエゾン共同研究センター
准教授 新谷 由紀子
名誉教授 菊本 度

先端的な研究開発を行う大学では、武器や軍事転用可能な貨物・技術が安全保障上懸念のある国家やテロリストの手に渡ることを防止するために、安全保障貿易管理体制の構築が急がれています。

このたび、安全保障貿易管理体制の整備や運営状況につきまして、文部科学省の戦略展開プログラム「国際的な産学官連携活動の推進」の採択大学を始め安全保障貿易管理体制の整備が進んでいる国立大学法人に対して、その状況等を調査し、問題点等を把握し、今後整備を進める大学の参考といたしたく、次ページ以降のアンケート調査にご協力いただくよう、何とぞお願い申し上げます。

ご多用中誠に恐縮に存じますが、6月18日（金）までにE-mail、Fax 等で下記お問い合わせ先へご返送いただきますようよろしくお願い申し上げます。

いただきましたアンケート調査の回答につきましては、統計的に処理し、個人情報を外部で使用することはありませんので、ご了解くださるようお願い致します。

また、ご記入に際してご不明の点がありましたら、下記までお気軽にお問い合わせください。

【お問い合わせ】

〒305-8577 つくば市天王台1-1-1
筑波大学産学リエゾン共同研究センター
新谷（しんや）由紀子
Phone & Fax 029-853-7461
E-mail: yshinya@ilc.tsukuba.ac.jp

安全保障貿易管理体制の整備と運営に関するアンケート調査票

該当する記号に○印を付し（または非該当の回答を消し）、また、空欄に具体的にご記入ください。

問1 貴学では安全保障貿易管理体制を整えていますか。

1. 大学独自で整備し、既に運用を開始している（ 年 月から）
2. 一部整備している
 - ア. 規程（規則）だけ整備したが、細則や様式はまだ決定していない
 - イ. 規制対象の貨物や技術の提供があるということのみ周知した
 - ウ. その他（)
3. 整備していない

問2 問1で「1」に○印を付けた方に伺います。

（1）現在運用している安全保障貿易管理体制はスムーズに運用されていますか。

1. スムーズに運用されている
2. スムーズに運用されていない
3. 始めたばかりなので事例がないか少なく、まだわからない

（2）問2の（1）で「2」に○印を付けた方に伺います。スムーズに運用されない理由は何ですか。（複数回答可）

1. 安全保障貿易管理体制が複雑で、マネジメントできる人材が少ない
2. 安全保障貿易管理に対する学内の理解が得にくい
3. 安全保障貿易管理については経済産業省の通知等が頻繁に変更され、大学で対応が困難
4. 安全保障貿易管理体制を構築する予算が不足
5. その他（)

（3）現在運用している安全保障貿易管理で、対象となった事例はありましたか。

1. 外為法等による規制の対象となる事例があった（ 件／分野：)

- | |
|--|
| ア. 経済産業大臣の許可を取得して取引した
（ 件／分野：) |
| イ. 経済産業大臣の許可が得られずに取引を断念した
（ 件／分野：) |
| ウ. 現在申請中
（ 件／分野：) |
| エ. 大学の判断で取引を断念した
（ 件／分野：) |

2. 書類による該否判定又は取引審査の事例はあったが輸出管理統括責任者等により規制の対象ではない旨の判定を行った。（ 件／分野：)
3. 事例はない

**問3 問1で「2」または「3」に○印を付けた方に伺います。
安全保障貿易管理体制の整備が不完全な理由を教えてください。(複数回答可)**

1. 安全保障貿易管理体制を構築する人材がない
2. 安全保障貿易管理体制を整備するのに学内の理解が得にくい
3. 安全保障貿易管理については経済産業省の通知等が頻繁に変更され、大学で対応が困難
4. 安全保障貿易管理体制を構築する予算が不足
5. その他 ()

問4 大学における安全保障貿易管理体制について、問題点、疑問、ご意見、改善のご提案、ご要望等がありましたらご自由にご記入ください。

--

問5 貴学名及び連絡先をご記入ください。

貴学名			
電話番号		FAX 番号	
e-mail			
ご記入者名		部局等名	

◎ ご協力ありがとうございました。

5. 調査票（未整備大学）

平成 22 年 5 月 28 日

安全保障貿易管理体制の構築に関するアンケート調査について ～ご協力のお願～

筑波大学産学リエゾン共同研究センター
准教授 新谷 由紀子
名誉教授 菊本 度

先端的な研究開発を行う大学では、武器や軍事転用可能な貨物・技術が安全保障上懸念のある国家やテロリストの手に渡ることを防止するために、安全保障貿易管理の体制やシステムの構築が急がれています。

本年 4 月 1 日以降は、外国為替及び外国貿易法の一部改正法のうち、輸出者等順守基準に関する規定が施行され、大学・研究機関を含めて輸出管理内部規程の整備が義務付けられ、法人に対する罰則も規定されるようになりました。

このような状況の中で、国際産学官連携が活発に行われている一部の大学では、すでに規程等を整備し、運用が開始されていますが、多くの大学では、説明会を開催したりガイドラインを整えるにとどまり、運用には至っていない状況と推定されます。

このたび、こうした状況において、安全保障貿易管理体制の整備状況につきまして、各国立大学法人の進捗状況等を調査し、問題点を把握し、学会や省庁の関係部局に働きかけを行いたく、次ページ以降のアンケート調査にご協力いただくよう、何とぞお願い申し上げます。

なお、本アンケートは、安全保障貿易管理体制の整備が進んでいる文部科学省の戦略展開プログラム「国際的な産学官連携活動の推進」の採択大学等を除く国立大学法人を対象に実施しております。ご多用中誠に恐縮に存じますが、6月18日（金）までにご返送いただけるようよろしくお願い申し上げます。

また、筑波大学産学リエゾン共同研究センターでは、ご要望の大学で自由に使用いただけるように安全保障貿易管理の規程や細則・申請書様式のモデル例や、最も簡便な安全保障貿易管理体制のシステムの手引書などを作成し、提案しております。ご希望がありましたら、電子ファイルでお送りすることができますので、下記お問い合わせ先にご連絡ください。

いただきましたアンケート調査の回答につきましては、統計的に処理し、個人情報を外務で使用することはありませんので、ご了解くださるようお願い致します。

また、ご記入に際してご不明の点がありましたら、下記までお気軽にお問い合わせください。

【お問い合わせ】

〒305-8577 つくば市天王台 1-1-1

筑波大学産学リエゾン共同研究センター

新谷（しんや）由紀子

Phone & Fax 029-853-7461

E-mail: yshinya@ilc.tsukuba.ac.jp

安全保障貿易管理に関するアンケート調査票

該当する記号に○印を付し（または非該当の回答を消し）、また、空欄に具体的にご記入ください。

問1 貴学では安全保障貿易管理体制を整えていますか。

1. 大学独自で整備し、既に運用を開始している
2. 一部整備している
 - ア. 規程（規則）だけ整備したが、細則や様式はまだ決定していない
 - イ. 規制対象の貨物や技術の提供があるということのみ周知した
 - ウ. その他（ ）
3. 整備していない

問2 問1で「1」に○印を付けた方に伺います。

(1) 現在運用している安全保障貿易管理体制はスムーズに運用されていますか。

1. スムーズに運用されている
2. スムーズに運用されていない
3. 始めたばかりなので事例がないか少なく、まだわからない

(2) 問2の(1)で「2」に○印を付けた方に伺います。スムーズに運用されない理由は何ですか。(複数回答可)

1. 安全保障貿易管理体制が複雑で、マネジメントできる人材が少ない
2. 安全保障貿易管理に対する学内の理解が得にくい
3. 安全保障貿易管理については経済産業省の通知等が頻繁に変更され、大学で対応が困難
4. 安全保障貿易管理体制を構築する予算が不足
5. その他（ ）

問3 問1で「2」または「3」に○印を付けた方に伺います。

安全保障貿易管理体制の整備が不完全な理由を教えてください。(複数回答可)

1. 安全保障貿易管理体制を構築する人材がない
2. 安全保障貿易管理体制を整備するのに学内の理解が得にくい
3. 安全保障貿易管理については経済産業省の通知等が頻繁に変更され、大学で対応が困難
4. 安全保障貿易管理体制を構築する予算が不足
5. その他（ ）

問4 大学における安全保障貿易管理体制について、問題点、疑問、ご意見、改善のご提案、ご要望等がありましたらご自由にご記入ください。

--

問5 貴学名及び連絡先をご記入ください。

貴学名					
所在地	〒				
電話番号		FAX 番号			
e-mail					
記入者名		部署		電話	

◎筑波大学産学リエゾン共同研究センターで提案している安全保障貿易管理の規程や細則・申請書様式のモデル例や、最も簡便な安全保障貿易管理体制のシステムの手引書の送付を

1. 希望する（必要なものに○印を付けてください）
 - ア. 安全保障輸出管理規則（規程）ひな形
 - イ. 安全保障輸出管理規程（細則）ひな形
 - ウ. 安全保障輸出管理に関する教員の記入する審査申請書
 - エ. 安全保障輸出管理の手引書（「ウ」の記入手引）

2. 希望しない

◎ ご協力ありがとうございました。

平成 22 年 7 月

新谷 由紀子

菊本 虔

(筑波大学産学リエゾン共同研究センター)

TEL & FAX 029-853-7461

〒305-8577 つくば市天王台 1-1-1